れば、之に從はなくてはならない（一項）。

(三)數人の運送人が、通し運送狀で、全運送區域に就いて責任を負ふ**共同運送**の場合は、各運送人は運送品の滅失・毀損又は延着に就いて、連帶して損害賠償の責を負ふべきである。部分運送や下受運送には、連帶の關係を生じない（八條）。

(四)運送品が、目的地に着いた後は、運送人は荷受人に對しても前述の義務を負ふことになる（八條）。

(五)運送人の權利　運送人は運送狀の交付を請求することができる外に、

(一)運送を完了したときは、**運賃**・關稅・倉敷料・立替金其の他の**費用を請求**することができるが、運送品の全部又は一部が不可抗力によつて滅失したときは、⑦運賃の請求はできない。運賃の前拂を受けてゐたならば之を返還する義務がある（二項）。運送品が其の性質若くは瑕疵により、又は荷送人の過失によつて滅失したときは、運賃全額の請求ができる（二項）。

(二)荷受人が知れないか、又は運送品の引渡に關して爭がある場合には、運送品を**供託**し、若しくは**競賣**⑧に附することができる（一八七條）。尙運送取扱人と同樣の**留置權**もある（二條）。

【演習二】運送人甲は荷送人乙の委託で「天地無用」と付札のある鐵器の箱入品の貨物運送を引受けたが荷造りの不完全から、途中で大部分破損したので、乙は其の運賃の支拂を拒絕した。甲は之が請求はできないものであらうか。

第三節　旅客運送

一旅客運送の意義　旅客運送は旅客の身體の運送を

ば渡さないのであるが、實際には之と引換でなく銀行の保證狀を徵して渡すことがある。所謂保證渡である。又保證狀も取らずに引換證と引換でもなくして引渡すことがある。假渡或は空渡といふ。此の場合は荷受人は運送品の所有權は取得しない。空渡の後に運送人が正當なる所持人から請求されれば、物品の引渡が不能であるから賠償する義務がある、併し荷受人が後日引換證を入手次第提出する。不能なら損害賠償するとの約束は許される。又保證渡の時の擔保契約も有效とされ、保證銀行が責任を負ふ。

⑦**運送品の滅失と運賃**　運送品が不可抗力で滅失すれば、運賃は滅失した範圍だけ減少する。故にまだ之を支拂はない場合には、減少額を減して支拂へばよいし、一旦支拂つた後でも、滅失した割合に應じて返還請求ができる。

⑧**競賣**　運送品の始末につき指圖するやうに、荷送人に催告しても荷送人が相當の期間內に指圖しないときには競賣できる。

實例

①**乘車券**　旅客運送契約は證書

目的とするのであるが、手荷物の運送をも含んでゐる。商法は二三の特則を規定するに止まるが、鐵道旅客運送に關しては、鐵道營業法及び鐵道運輸規定①に詳細なる特別規定がある。

㈢旅客に對する責任　運送人は旅客が運送のために受けた損害に就いて、自己又は使用人が運送に關して、注意を怠らなかつた事を證明しなければ、損害賠償の責を免れ得ない。その賠償額の決定に就いては、裁判所は被害者及び其の家族の情況を、酌酌しなければならない(二〇條)。

㈣手荷物に對する責任　(一)旅客自身が携帶する手荷物の滅失・毀損に就いては、自己又は使用人に過失があつたことが證明された場合にだけ運送人に責任がある②(二一條)。(二)旅客から手荷物を、引渡されたときは、旅客運送と物品運送とを引受けたことになつて、手荷物の運送賃を請求しない場合にも、物品運送人と同一の責任がある(二一條)。(三)手荷物が到達地に着いた日から一週間内に旅客が引渡を請求しないときは、一定の手續で之を供託又は競賣することが出來る(二二條)。

【演習三】甲は乙電車會社の電車に乘つて旅行中、電車の衝突事故で重傷を負ひ、病院に收容されたが間もなく死亡した。甲には家族が有る。妻と五歳になる男の子との二人で、甲の勤勞によつて生活して居た、これが損害賠償の訴訟となつたらば電車會社は如何なる賠償をしなければならないか。

第九章　寄託

第一節　總說

㈠寄託の意義　寄託は、當事者の一方が、相手方のため

を必要としないが、運賃の支拂と引換に乘車券を交付して、契約の成立と運賃支拂の證據とされる。無記名乘車券は、運送請求權を表彰する有價證券と見られるが、記名式乘車券と鋏を入れた乘車券は、證據證券である。

②**手荷物に對する責任**　甲が乙鐵道會社の汽車に乘るとき、手荷物一箇を預け、他の手荷物二箇は携帶した。目的地で預けた荷物を受取ると中身が破損して居た。携帶した荷物も同じ程度に壞れて居たとすれば、預けた分は、乙會社に責任があつて損害の賠償をさせ得るが、携へた分は、特に乘務員に過失があつたときでなければ、甲に於ては自己の責任となつてしまふ。

③**競賣**　住所居所の知れない旅客には、催告をしないで手荷物を競賣することができるし、又競賣した旨の通知を出す必要もない。鐵道運送だと二十四時間内に旅客が手荷物を受取らないときは、保管料を請求することができる。

實例

①**無償寄託**　一般の民法に於て

に保管をなすことを約して、或物を受取るによつて、成立する契約である。其の一般的規定は民法にあるので(民法六六七條)、商法は商人が寄託を受けた場合の責任を規定するだけで、他は悉く倉庫寄託業に關する規定である。

(二)寄託を受けた商人の責任　商人が其の營業の範圍内で寄託を受けたときは、無報酬でも、善良なる管理者の注意を以て、之を保管しなくてはならない①(五七五條)。商人は、其の信用を重んずるが故に、注意深い人の注意を要するのである。

(三)場屋主人の責任　客の來集を目的とする場屋卽ち旅店・飲食店・浴場・劇場などの主人は、(一)客から**預つた物品**が滅失・毀損②した場合には、それが不可抗力によることを立證し得ない限り、損害賠償の責任を免れ得ない(五七四條一項)。(二)は、無報酬で預つた場合は、通常人が自己の財産に就いて用ひる程度の注意をすれば足りるが、商事の場合は、相當知識經驗のある人が用ひる程度の注意を必要とする。盜難にかゝつた場合、破損した場合などに責任を負ふことが原則となる。劇場や百貨店などの一時預りの如きは、此の例になる。

②場屋主人の責任　客から預つた物品と、預からない携帶品とがあつた場合、雙方盜難にかゝつたとすれば、前者は不可抗力を主人が立證しなければ責任があり、後者は客が主人の不注意

客から預らない客の**携帶物品**に就いては、自己又は使用人の不注意によつて滅失・毀損したことが證明された場合には、賠償の責任がある。携帶品に就いては責任を負はない旨の告示③をしても、其の責任は免れ得ない(五七五條)。(三)貨幣・有價證券其の他の**高價品**は、豫め其の種類・價格を明告して寄託しない限りは、主人に賠償の責任はない(五七六條)。

【演習一】　甲は旅館に泊つた時、貴重品は店に預けたが、金錢だけは所持して居た。其の晩盜賊がはいつて、甲の部屋からは其の枕下に置いた金を札入れごと盜み去つた、主人に對して損害賠償せよと迫れるか。

第二節　倉庫營業

(一)倉庫營業者の意義　倉庫營業者は、寄託者のために物品を倉庫に保管することを業とする者である①(五七九條)。保管の目的物は動產であるが、金錢有價證券などの保管は

を立證すれば責任がある。

②責任を負はない告示　「お預け下さらなければ責任を負はない」と、主人の側だけで告示しても、主人又は使用人に不注意があつたことを、客が立證すれば、告示通り預けなかつたからだと主人が主張しても、それは許されない。主人の責任は寄託のなかつた物品の場合と同一である

實例

①倉庫業　其の設備、保管方法預る物の種類により、米穀倉庫業・石油倉庫業・鐵類倉庫業・肉果物類の冷藏倉庫業などある。

銀行が取扱ふから倉庫營業にははいらない。又倉庫の賃貸業とも區別される。官設の保稅倉庫②農業倉庫③は、營業として爲されないから、商法の倉庫營業ではない。

㈡倉庫證券　倉庫の委託契約の成立には、書面の形式を必要としないが、倉庫に保管された貨物を利用するために寄託者の請求によつて、倉庫營業者から、倉庫證券が發行④される。之は有價證券であつて、預證券と質入證券との二枚から成る**複券**と一枚の倉荷證券だけの**單券**とがある。

㈠預證券及び質入證券　之には各、寄託物の種類・品質・數量・個數・寄託者の氏名・商號・保管期間・保管料などの法定事項を記載して、倉庫營業者が署名するのである(六八條)。兩券併せて恰も運送中の貨物が貨物引換證によつて代表

②**保稅倉庫**　輸入手數料未濟の貨物を藏置する目的の倉庫で、外國貨物が到達しても關係書類が未着で輸入手續が直ちにできないなどといふ時、暫定的に藏置するので、其の間は輸入した物と看做されない。倉數料は取るが營利を目的としない。

③**農業倉庫**　農會・產業組合・市町村或は農業公益法人が、農業者のために農產物の保管を目的とする特殊の倉庫をいふ。

④**證券控簿**　倉庫營業者がこれらの證券を寄託者に交付したときは、其の帳簿に一定の事項を

されると同じ作用⑤をする。

㈠所有權　複券の所持人は、寄託物の所有權を讓渡するときは、此の兩券を併せて讓受人に交付すべきである、質入れするまでは、兩券は相伴なつて流通する(二八二條)。

㈡質入　所持人が寄託物を質入れするときは、此の兩券を切離して質入證券に第一の質入裏書をして質權者に交付する。此の裏書には、債權額・利息・辨濟期を記載すべきである(二八四條)。質權者が此の事項を預證券に記載して署名すれば、質權を以て第三者に對抗することができる。

㈢質入後の讓渡　質入後は、兩券は各別に裏書して讓渡され、質入證券の取得者は、債權と寄託物上の質權とを取得し、預證券の取得者は、其の債務支拂義務と質權とを負うてゐる寄託物の所有權者となるのである。

記載しなくてはならない。其の事項は、大體證券の記載事項と同じである。

⑤**預證券・質入證券**　貨物引換證と同樣の作用をする。㈠要式の有價證券である。㈡證券の記載が倉庫業者と證券所持人との間の法律關係を決定する。㈢指圖證券で裏書讓渡し得る。㈣物權的有價證券で預證券を引渡せば、寄託物を引渡したと同一の效力があり、證券を裏書讓渡すれば、寄託物讓渡と同一效力がある。從つて預證券と引換でなければ、寄託物の返還を請求し得ない。

(二)質權實行　預證券の所持人は、其の債權の全額と、辨濟期までの利息を倉庫營業者に供託して、預證券だけで寄託物を受取ることができる(六三條)。質入證券の所持人は、其の金から辨濟を受け得る。質入證券の所持人が期日に支拂を受けないときは、拒絶證書を作らせて、寄託物の競賣を請求できるし(六四條)、競賣代金で不足の場合は、前者たる裏書人に對して、不足額の支拂を求め得る(六三條)。

(二)倉荷證券　之は單券であるから、⑥前述の如き複雜な關係は起らない。大體預證券と同樣に取扱はれて其の規定が準用される(六三條)。但し之によつて寄託物を質入する場合は、證券を債權者に引渡すのである(六四條)。其の作用は貨物引換證と同樣である。

㊁倉庫營業者の義務　商法の規定する倉庫營業者の

⑥**倉荷證券**　複券の請求も單券の請求も寄託者の任意である。併し複券は上述の如くに一方では質入し、一方では讓渡し得ることとなつて、便利であるが、複雜である。其のために我が國の實際に於ては、單券なる倉荷證券のみが行はれる。

⑦**注意義務**　民法規定の義務は勿論ある。只民法では無償の場合の注意義務などの規定がある。こゝでは右の規定を補ひ又は其の例外としての商法規定の義務を述べる。

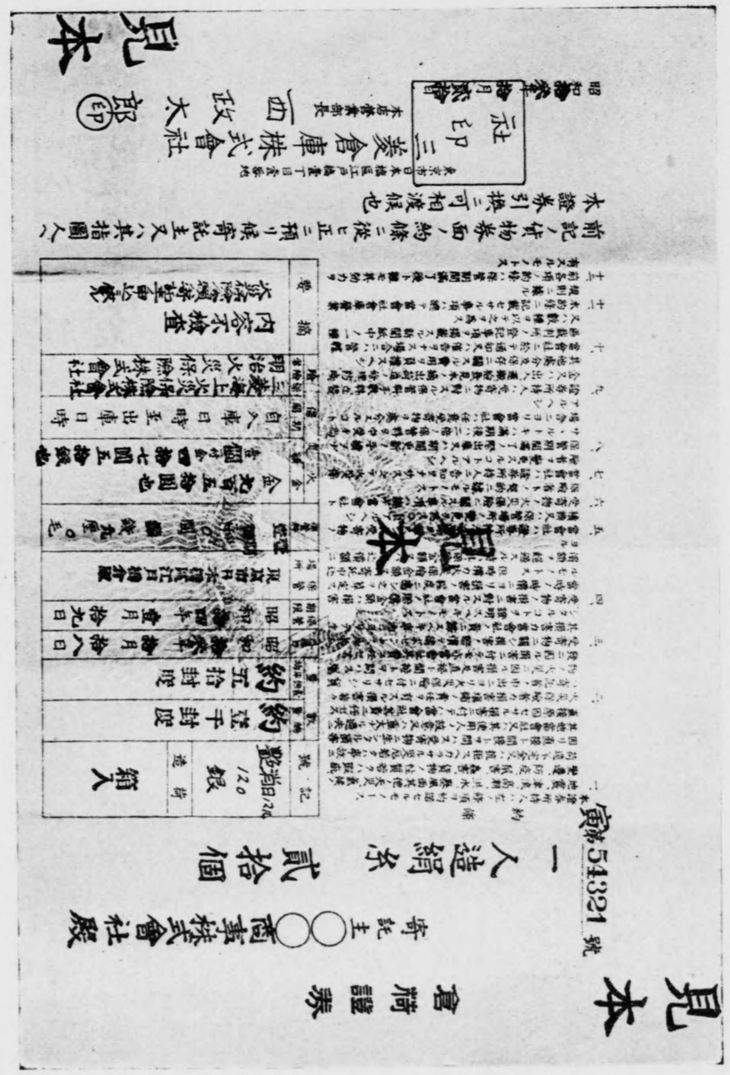

義務は(一)寄託者の請求があれば、寄託物の預證券・質入證券又は之に代へて倉荷證券を交付しなければならない(六二條)。(二)自己又は使用人が、寄託物の保管に注意を怠らなかつたことを證明しなければ、其の滅失・毀損の損害賠償の責を免れない(六三條)。(三)寄託者・預證券又は倉荷證券の所持人の請求によつて、受寄物の點檢・見本の摘出、又は其の保存に必要な行爲をなさしめ、又質入證券の所持人に對しても、其の點檢の求めに應ずべきである(六四條)。(四)保管の期間を定めなかつたときは、已むことを得ない事由ある場合の外は、入庫後六箇月間は、受寄物を返還することはできない(六五條)。

四 倉庫營業者の權利　倉庫營業者は(一)寄託物出庫の時には、保管料即ち倉敷料及び立替金其の他受寄物に關

⑧**點檢**　寄託者・預證券・倉荷證券の所持人は貨物を點檢し、又取引のために見本を摘出したり、或は商品の腐濕などを防ぐため保存處分をなすを得せしめる。併し質入證券の方は、質權者たるに止まるから、物品の點檢だけすれば足りるので、見本摘出保存處分等には及ばない。

⑨**保管義務**　受寄者は何時でも返還し得るとする民法の例外規定で、倉庫營業者の經濟的機能を妨げないためである。

⑩**質入物品一部出庫**　倉荷證券の場合は證券が質權者に渡つて

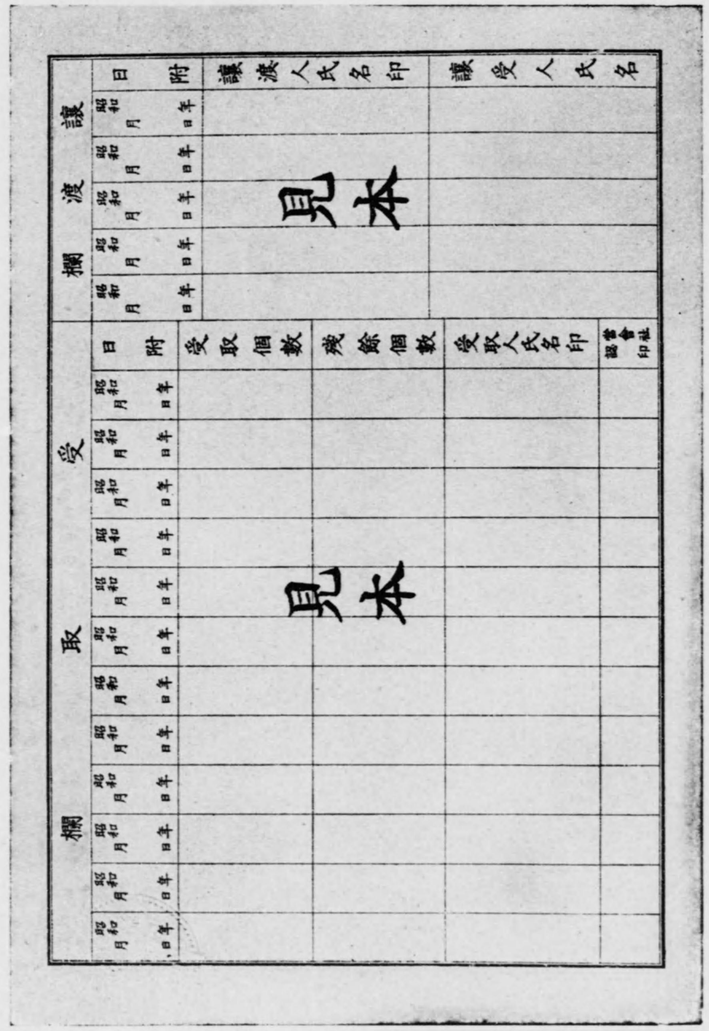

する費用の支拂を請求し得る。一部出庫[10]の場合は、其の割合に應じて請求し得る(六二條)。(二)寄託者又は預證券の所持人が、寄託物の受取りを拒み、又は受取ることのできないときは、賣主の場合と同樣の手續で、受寄物の供託又は競賣をすることができる(六三條)。

【演習二】甲は倉庫業者乙に鐵機類の保管を寄託したが、之を其のまゝ丙に讓渡したいと思ふ。どうすれば簡單に取引できようか。

第十章　保　險

第一節　總　說

(一)保險の意義　我々の日常生活に於ては、傷害・火災・死亡の如き種々の危險に相遇することは免れない[11]。之に對しては豫防・貯蓄・隣保扶助などが行はれるが、しかも到

實例

①保險制度の意義　死亡・火災の如きも社會的に見れば平常は其の發生率が一定してゐるが、個人としては何時發生するかわからぬ莫大な損害に對して、多數人が集つて共同救濟する組織居るので、一部出庫には不便だが、寄託者は質權者の承諾があれば、質權の辨濟期前でも寄託物の一部出庫を請求することができる。其の時は倉庫業者が、出庫した物の種類・品質・數量を倉荷證券に記し且つ帳簿にも其の旨を記すべきである。

底力の及ばない危險が發生する。之を人類相互の救濟として、豫め一定の事故が發生した場合に、一定額又は損害額を給付して、其の災難に遇つた者に、經濟上の保護を與へるための組織的の方法が保險制度である。即ち當事者の一方が一定の報酬を受けて、一定の期間內に、相手方の爲めに、其の蒙ることあるべき或種の不確定なる事故[12]發生に際して、其の損害額又は一定の金額を給付する契約が保險である。

(二)保險の種類　保險の制度は、今日發達の途上にあるが、商法上大別すれば次の二つとなる。

(一)相互保險と營利保險　保險の經營方法を標準とする區別で、(イ)保險者が團體を作つて、其の團體との間に保險契約を結んで團體員共同で計算する保險[13]が相互保險で、其の中心に保險者たる保險會社が成立し、之と一定の保險料を拂ふ保險契約者が契約を結び會社は保險料で損害塡補の準備をして、一定事故の生じたとき保險金を支拂つて損失を多數人が負擔して輕くする組織である。

②偶發的事故　火災は發生が偶發であり、死亡は其の時期が偶發である。其の偶發事故に基づく需要を充すのである。賭博や富籤は偶然であつても、其の需用が社會上認められない。即ち被保險利益がない點で保險と異る。

である。(ロ)營利會社たる保險營業者が居て、之と多數人とが保險契約を結ぶのが營利保險である。前者は商行爲ではないが、便宜上營利保險に關する商法の規定が準用される(六六四條、六八三條)。兩者の經濟上の作用には大差はない。

(二)損害保險と生命保險　(イ)財產上の損害の塡補を目的とするのが損害保險であつて、火災・運送・海上・保證其の他種々に分れる。(ロ)人の生死に關して一定の金額の支拂を爲すのを目的とするのが生命保險であつて、死亡・生存・養老などが之である。[4]

(三)保險事業の監督　保險は公衆を相手として、巨額の保險料を徵收し、比較的長期に亙る上に、公衆は保險の技術・法規に暗い者も多いので、公益に關することが重大である。保險業法を以て嚴重な取締・監督を加へてゐる。

③**相互保險**　營利保險では會社が保險者となり、其の契約によつて得た利益は會社の背後にある株主に配當される。株主は必しも保險契約者ではない。相互保險では之に入社する行爲が同時に保險の法律關係を生じ、之によつて生じた剩餘金は社員に分配される。

④**第三種の保險**　傷害保險・疾病保險・徵兵保險の如きは直接の損害塡補でもなく、生死に關して保險金を支拂ふのでもないから、損害・生命のどちらでもない別種の保險である。商法には規定がない。先づ約款と慣習

即ち(一)之が營業には免許を要し(保險業法二條)、(二)之が主體は十萬圓以上の資本又は基金を有する株式會社又は相互會社に限られ(同法三條)、(三)他の事業との兼營を禁じ(同法五條)、(四)同一會社で損害保險と生命保險との兼營を許さず[5](同法一一條)、且つ(五)其の業務は主務官廳の監督を受ける(同法八條、一二條)。

尙政府は保險事業の健全なる發達と其の基礎の鞏固とを圖るため、同種會社の合併を行はしめることがあり、又會社の業務・財產の狀況によつては、事業の停止、業務・財產の管理、又は契約の移轉を命ずることがある(保險業法一〇〇條)。

(四)商法適用の範圍　保險に關する商法の規定は、保險を營業とする場合に限つて適用される。[6]　健康保險・國民健康保險・勞働者災害扶助責任保險・船員保險などは、政府又は保險組合が勞働者又は一般國民の傷害・疾病などに

によるが、生命保險に關する規定を類推して適用する。

⑤**兼營禁止**　生命保險は長期の契約で事業の永續が必要であり、統計に基づいて經營されるので、確實性がある。他種の保險を兼營すると保險契約者の安定を害する。他の事業の兼營を禁ずるのも營業上の影響を恐れるからである。

⑥**簡易生命保險**　營利保險、相互保險と並んで私法的保險である、商法の或規定を準用し又民事訴訟が起こせることなどから、簡易生命保險法は商法と共

對して、保險の方法によつて救濟を與へるもので、公法的保險である。之には商法の規定は適用されない。

【演習一】生命保險株式會社では、株主に利益配當をする以外に保險契約者に對して或は契約年限の割合に應じて利益配當をしてゐるのがある。之は法律上差支ないのか。これでは相互會社とどこが違ふのであらうか。

第二節　損害保險

第一款　總則

㊀損害保險の意義　損害保險契約は、當事者の一方(保險者)が、偶然な一定の事故(保險事故)に因つて生ずべき損害を塡補すること(保險金額の給付)を約し、相手方(保險契約者)が之に報酬(保險料)を支拂ふことを約する契約である[1](三條)。

㊁保險契約の目的　保險契約の目的[2]は、金錢に見積る

實例

①**損害保險の種類**　商法規定のものは、火災・運送・海上の三種であるが、其の他に盜難・森林・家蓄・自動車・硝子・機關・汽罐などの保險、信用・保證・責任・再保險などがある。其のうち再保險といふのは、保險者が引受けた責任の全部又は一部に、民法の特別法である。

⑥**健康保險法**　加入の强制があり、國家は保險給付に要する費用の十分の一を負擔し、保險料は被保險者及び使用主に二分の一づつを負擔せしめて居る。

ことのできる利益に限る(五條)。此の利益を**被保險利益**といふ。被保險利益は、將來損害を蒙る恐れがあるが、未だ損害を受けない經濟上の利益であつて、之がない場合には、保險契約を爲すことはできない。

被保險利益[3]を金錢に見積つた額を**保險價額**といふ。之は保險金額とは異る。**保險金額**は、損害發生の場合に、保險者が支拂ふ最高金額であつて、當事者間の契約で定まる。保險金額は[4]、保險價額を超えてはならない。若し之を超過した場合は、**超過保險**であつて、超過部分に就いては、契約は無效となる(六條)。之に反して、保險金額が保險價額より少い場合は、**一部保險**であつて、保險者の負擔は、保險金額の保險價額に對する割合で定められる(六條)。例へば、一萬圓の保險價額ある家屋に、一萬貳千圓の保險を更に保險するのである。

②**保險の目的**　事故の發生によつて、減失毀損せられべき事物である。例へば建物・動產の如きである。

③**被保險利益**　金錢に見積り得ない宗教的感情的利益などは加へられない。之を加へれば賭博となる恐れがある。卽ち經濟的にして、適法、且つ確定し得る利益たる家屋・道具の如きでなければならない。

④**保險金額**　見積評價一萬圓の家屋なら保險價額が一萬圓であ

つければ、貳千圓は超過保險となり、九千圓の保險を付ければ、保險者は損害を生じた場合に、損害の十分の九を支拂ふこととなる如きである。保險價額と保險金額が同額であれば**全額保險**であつて、保險者は實損額の全部を支拂ふこととなる。

同じ目的に就いて、數個の保險契約をする場合にも、超過保險となることがある。之を特に**重複保險**⑤と稱し、(一)同時に契約した場合は、各保險者は各自の保險金額の割合に應じて支拂を分擔し(六三條)、(二)相次いで契約した場合は、前の保險者が先づ損害を負擔し、尙損害額に足りない場合に、其の不足を後の保險者が負擔する(六四條)。

【演習二】甲は家屋を建築したら一萬圓を要した。之を乙會社に九千圓丙會社に三千圓の火災保險契約を結んだ。不幸にして之が全燒したら、保險金額は一萬圓となし得る。之が全部損失すれば最高の全金額の給付を得る。若し此の家を五千圓の保險金額とした際に、半燒し損害半分であれば、一部保險だから一萬圓に對する五千圓の割合、即五千圓の損害で二千五百圓支拂はれる。

⑤**重複保險**　「物の價格は一定不動のものにあらずして、時に從ひ昂低あるを免れず。第一回の保險契約を取結びたる後、被保險物の價格が騰貴したる場合に於て、更に第二回の保險契約を取結ぶも各保險金の合算額が騰貴價格に超過せざるときは重複保險を以て論ずべきものにあらず」との判例がある。

た時、乙・丙兩會社が同日に契約したのであれば、各社は何程づつ支拂ふべきであらうか。若し丙會社が、一箇月おくれて契約したのであつたら、各社は何程づつ支拂ふべきであらうか。

㊂保險者の義務　保險者の義務は、次の如くである。

(一)保險證券の交付　保險者は、保險契約者の請求によつて、保險證券を交付する。之には一定の事項を記載して保險者が署名することを要する(六五條)。此の證券は、證據證券⑥であつて有價證券ではない。

(二)保險金の支拂　保險者の最も重要な義務は、其の引受けた保險事故が發生した場合に、之が損害を塡補することである。通常は保險金額の支拂ひであるが、代物の交付・修繕などによる場合もある。其の塡補額は、損害の生じた地の時價によるのであるが(六六條)、保險價額を約定し

⑥**保險證券**　保險證券は證據證券であるが、實際では船荷證券や貨物引換證と共に指圖式に移轉することが行はれてゐる。之は貨物引換證や船荷證券だけでは減失した場合の危險がある。之に保險證券を付けて流通させれば、荷受人は物品が減失しても、之に代る經濟的利益を取得できるからである。此の場合は保險證券も有價證券に似た性質を有つ。

⑦**損害塡補の免責**　一、戰爭其

たときは、著しく過當であることを證明しない限り、其の價額による(六五九條)。一旦損害が發生した後、他の危險の發生によつて目的物が滅失したのでも、保險金を支拂はなくてはならない(六五九條)。

併し(イ)戰爭其の他の變亂による損害(六五〇條)。(ロ)保險にかけた物自體から生じた損害(六五一條)。(ハ)保險契約者又は被保險者の惡意又は重大な過失による損害(上同)に就いては、保險者は損害塡補の義務を負はない。

(三)保險料の返還　保險者は、(イ)保險契約者及び被保險者に惡意又は重大な過失がなくして、契約の全部又は一部が無效となつたとき(六五二條)、(ロ)責任の始る前に契約が解除されたとき(六五三條)、(ハ)危險が發生しなくなつたとき(六五四條)には、保險料の全部又は一部を返還⑧しなくてはならない。

の他の變亂は危險が通常でないし豫測も許されない。統計上の計算に基づいて此の保險料を定めることもできない。故に特約がなければ免責となる。二、保險の目的物自體から生じた損害は、例へば、魚類が途中で腐敗するとか、品物が粗惡で壞れるとか或は油などが自然發散するやうな場合。三、惡意とは保險金詐取の目的で、自ら放火する如き場合である。之には次の判例がある。「法人の理事が自己の犯跡を隱蔽するために放火した場合に物が滅失したのであれば法人は保險金を請求し得る。」

(八)保險者の權利　保險者の權利は、次の如くである。

(一)保險料の請求　保險者は保險契約者に對して、最初定めた保險料を請求し得る。たゞ保險價額が著しく減少した場合には、保險契約者は將來に向かつて保險料の減額を請求し得る(六五五條)ことがある。

(二)告知義務違反による解除　保險契約者は契約の當時、危險測定に重要な事實を告知する義務⑨がある。若し惡意又は重大なる過失によつて、これを告知しないか、又は重要事項に就いて不實のことを告げた場合は、保險者は契約解除權を行使して、損害塡補の責を免れ得る(六五六條)。

(三)通知及び損害防止　保險期間中に、保險契約者又は被保險者は、其の責に歸することを得ない事由によつて、危險が變更又は增大したときは、保險者に通知⑩しなければ

⑧**保險料返還**　商法の規定は上述の如くであるが、先づ約款を重んずるので、實際社會では、各保險會社の約款とも原則として保險料は返金しないことになつてゐて、其の旨が保險約款に記載されてゐる。六五三條乃至六五五條は適用されてゐない。

⑨**告知義務**　保險者は目的物に關して詳細の知識がないのが通例である。從つて「危險測定に重要な事實」を知れば、保險契約を結ばなかつたであらう。或は通常の保險料では契約しなかつたであらうといふやうな事實を、保險契約者は知らせる義務

ばならない(六六頁)。之を怠つた場合は、保險者は契約が失效したものと看做すことができる。

(四)代位權　保險の目的が全部滅失して、保險者が保險金を全部支拂つたときは、被保險者が其の目的物に就いて有する權利を取得⑪する(六六頁)。第三者の行爲によつて損害が生じた場合、保險者が其の保險金額を支拂つたときは、其の支拂つた限度に於て、保險契約者又は被保險者が第三者に對して有する權利を取得する(六六頁)。

【演習三】甲は乙火災保險會社と家財道具に對して金五千圓の保險契約をした。偶ゝ隣家から發火して家財の半分を燒失した。幸に持ち出した半分の家財は火事場泥棒に盜まれてしまつた。此の場合保險金はどう支拂ふべきであらうか。

㊄他人の爲めにする保險　保險契約は他人のために

⑩**通知義務**　保險契約者が住宅を保險に付した場合に、隣家が建つて絶えず瓦斯を用ひての加工を營むことになつた、といふやうな場合は之を保險者に通知しないと、會社は失效とすることができる。

⑪**代位權**　(一)火災保險の場合に建物が全燒したとき、保險金を拂へば、燒殘りの木や石は保險會社で之を取得する。(二)火災保險の目的たる建物が放火で燒失して保險金を拂つたとすれば、其の拂つた金額の限度で、會社は放火者に對する損害賠償請求權を取得する如きである。

⑫**他人の爲めにする保險**　高價品を友人から預つた場合などに行はれべきであるが、適例は倉庫業者や運送人などが、荷主を被保險者として受寄物又は運送貨物を保險に付する場合の如きである。

⑬**期間の滿了**　損害保險の期間は永くも一箇年といふやうに、短いのが通例である。

も之を爲すことができる⑫。此の場合、被保險者は他人であるが、保險料は保險契約者が支拂ふのである(六七頁)。契約者が委任を受けないで、他人のために契約をしたときは、其の旨を保險者に告げなければ、其の契約は無效となる。

㊅保險契約の終了　保險關係は、一般の契約と同じく保險期間の滿了⑬、契約の解除、義務の履行などによつて終了するが、保險に特有な原因には、(一)被保險利益の消滅(二)事故不發生の確定及び(三)保險契約者又は被保險者の責任による危險の增大(六七頁)などがある。

【演習四】甲は自宅を乙保險會社に五千圓の火災保險に付し、間もなく之をセルロイド加工業者丙に賣渡し、火災保險證券をも交付しておいた。まだ契約期間中に此の家が類燒で全滅した。乙會社に對して保險金の請求はできようか。

第二款　火災保險

㈠火災保險の意義　火災保險は、火災によつて生ずることあるべき、損害の塡補を目的とする契約である。[1] (一)建物保險と(二)動産保險[2]とに分れる。

㈡保險者の義務　火災保險者は、火災に因つて生じた損害を塡補する義務がある。火災の原因如何を問はない。其の塡補すべき損害の範圍には、燃燒に因つて生じた損害の外に、火災の直接の結果と認められる、消防又は避難に必要な處分によつて生じた損害をも含むのである(六六條)。[3] 但し前款で損害塡補の義務を負はないと説明した(イ)(ロ)(ハ)は、同じく之を除くのである。尚實際の保險約款では、地震又は噴火のために生じた火災、汽罐・汽機の破裂と火藥の爆發のために生じた火災は、之を除くことに

實例

①**火災保險の規定**　前款で述べた總則は、各種保險に共通する規定で、損害保險の原則であるが、損害保險の代表的なものは火災保險なので、實例も多く之を採つた。本款は火災保險に特有な規定を説明する。

②**動産保險**　通常多數の動産を一括して、保險の目的とするもので、動産を箇別にするのでない。集合保險といはれる。

③**消防による損害**　人命救護・財産保全のため、かゝる損害をも塡補せしめる。

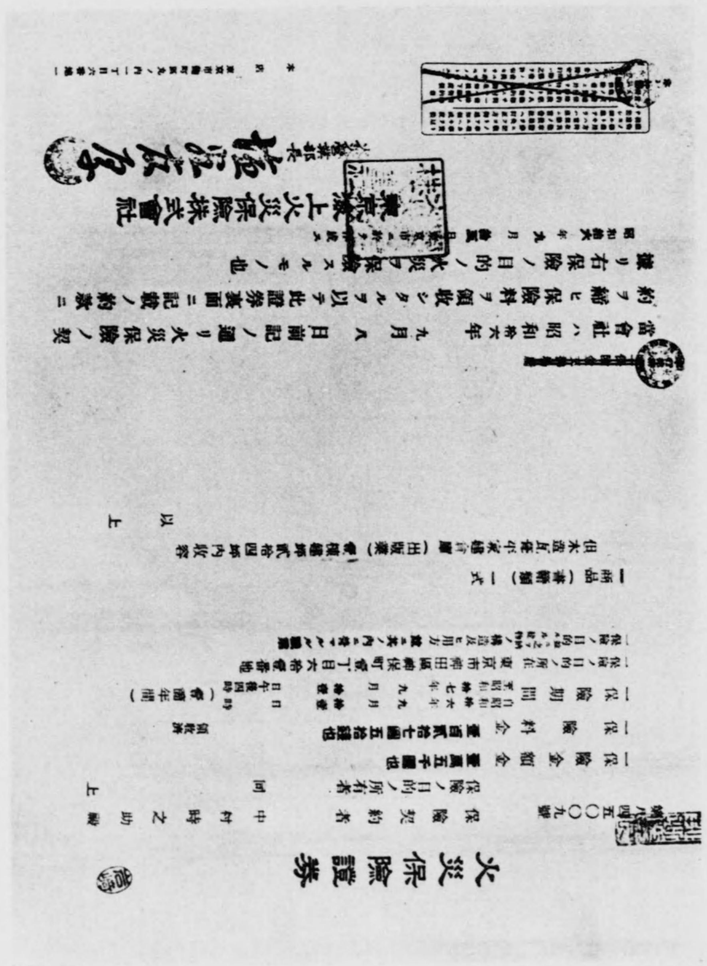

火災保險證券

(表)　券證險保災火

[illegible]

なつて居り、判例も之を認める。

㊂保管者の責任保險　賃借人の如く他人の物を保管する者は、其の物が火災に罹つた場合に、所有者に對して責任を負ふ恐れがある。其の賠償の責任を保險するために、保險會社と保險契約をすることがある。保管者の責任保險である。③ 此の保險に於ては、其の物の所有者を直接保險者に對して損害の塡補を請求することを得せしめる。④（次條）。

【演習五】甲は乙火災保險會社に、家財に對して金五千圓の動産保險に付した。偶ゝ風の強い晩近火があり、風下だつたので甲の住家は消防手のため破壞され、家財も全く破損してしまつたが、幸に火事は一軒先で止まつたので、燒失したものはない。此の場合甲は乙社に保險金の請求ができやうか。

③**保管者の責任保險**　甲の家屋を乙が保管してゐる場合に、乙が一萬圓の火災保險をつけたのが全燒したとき、乙は其の保險證券を甲に渡して、甲に保險會社から直接に其の保險金を受取らしめるのである。

④**保險契約の繼續**　保險期間は短いから一回の保險期間滿了の際に、保險契約者は、次期の保險料を支拂つて繼續保險料領收證をもらつて、保險契約の繼續の證據とするのが通常である。火災保險の如きは大抵之である。

第三款　運送保險

㊀運送保險の意義　陸上運送中の運送品に對して生ずることあるべき損害を塡補する目的の保險である。[1]

（海上運送は、海商法に於て說明する。）運送人が運送品を受取つた時から、荷受人に引渡すまでを保險期間とするのが通例であつて、其の損害は、火災・水災・盜難・交通事故・暴風雨など、何によつて起るとも其の原因の如何を問はない（六六條）。

㊁保險價額　運送品の發送當時の發送地に於ける價額と、到着地までの運賃其の他の費用を加算した額である。運送品の到達によつて得べき希望利益は、特約[2]のあるときに限つて、保險價額に算入する（六七條）。

㊂運送內容の變更　運送上の必要から、一時運送を中止し、或は運送の道筋若しくは方法を變更しても、特に危

實例

①**運送**　商行爲の運送は、運送人が他人と契約して運送をなす場合をいふが、運送保險に於ける運送には、自己の物品を自己の爲めに運送する場合でも、之を保險につけることができる。

②**希望利益**　發送地で一萬圓の價格の貨物を、到達地で一萬三千圓に賣渡す契約となつてゐれば、其の差額三千圓が到達によつて得べき希望利益である。之も特約すれば、保險價格に算入できる。

③**運送品**　運送保險は運送品だ

（表）　券證險保送運

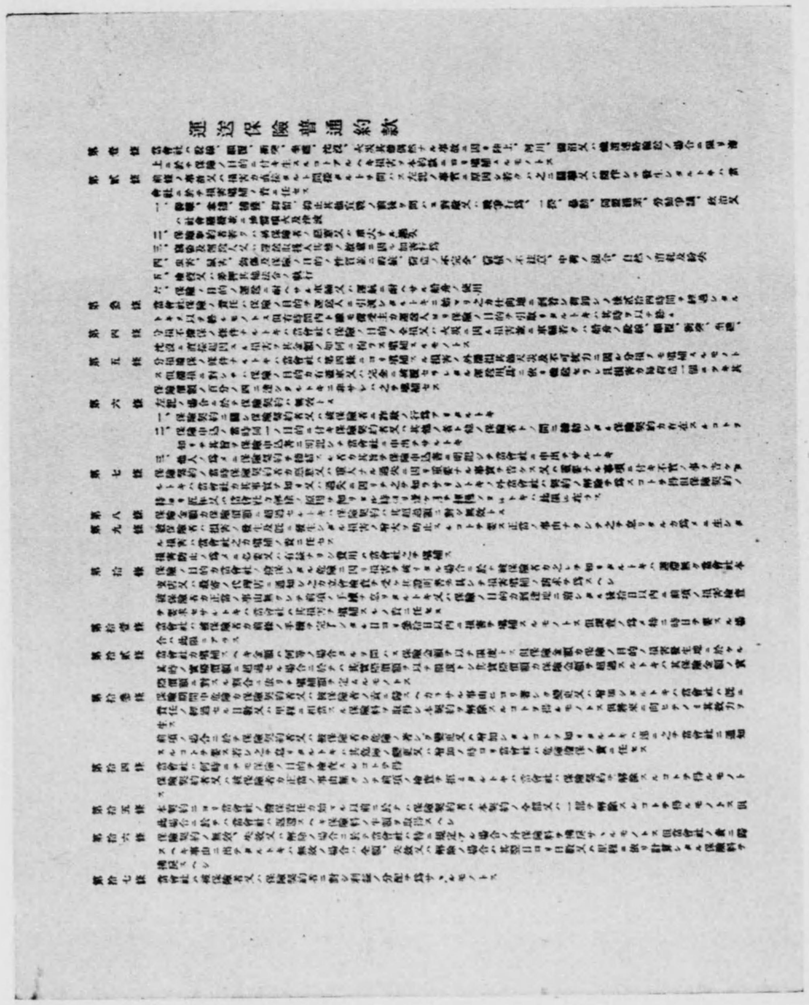

運送保險標準約款

第一條　[illegible]

第二條　[illegible]

第三條　[illegible]

第四條　[illegible]

第五條　[illegible]

第六條　[illegible]

第七條　[illegible]

第八條　[illegible]

第九條　[illegible]

第十條　[illegible]

第十一條　[illegible]

第十二條　[illegible]

第十三條　[illegible]

第十四條　[illegible]

第十五條　[illegible]

第十六條　[illegible]

第十七條　[illegible]

第十八條　[illegible]

險の増減は生じないから、特約がなければ、保險契約は其の效力を失はない(③)。

【演習六】 名古屋の陶器製造業者甲が、東京の化粧品店乙に容器五千打を二千圓で賣渡し、鐵道便で送ることとして、丙保險會社と特約して二千五百圓の運送保險に付した。併し右の陶器は、時價千五百圓ぐらゐしかない。之は超過保險にならないか。

第三節　生命保險

●生命保險の意義　生命保險契約は、當事者の一方(保險者)が相手方(保險契約者)又は第三者(被保險者)の生死に關して、一定の金額(保險金)を支拂ふことを約し、相手方が之に對して報酬(保險料)を支拂ふことを約する契約である(④)。

生命保險は、損害保險と異つて、其の目的は一定の金額けの保險で、運送用具の保險は含まない。自動車保險の如きは特別種類の損害保險となる。旅客も運送品でないから此の保險に入らない。旅客傷害保險は運送保險ではない。

實例

①生命保險　保險契約は成立に書面を要しないのであるが、實際は豫め印刷してある契約申込書の質問欄に相當する事實を記入させ、申込人に署名させて申込ませ、保險者が相當の調査をした上、諾否を決して申込人に通知する。此の通知で契約が成

の支拂にあつて、損害の塡補ではない。故に被保險利益・保險價額の如きはあり得ない。超過保險・一部保險の問題もない。併したゞ類似の點があるので、便宜上損害保險に關する規定を準用する(ペ)。

㊁生命保險の種類　生命保險は、其の保險事故の種類を標準として次の三種に分ける。

(一)死亡保險　被保險者の死亡を保險事故とするもので、終身保險が其の例である。

(二)生存保險　被保險者が、一定年齢まで生存することを保險事故とするもので、教育保險の如き其の例である。

(三)混合保險　被保險者の死亡と生存とを併せて保險事故とするもので、養老保險は其の例である。

㊂保險者の義務　保險者の主要なる義務は、保險金の

立する。第一回の保險料拂込みによつて保險會社の責任が開始される。

②保險の種類　(一)、自分の死後妻子の身の上を慮つて、保險金受取人を妻或は子として、自分が保險契約者兼被保險者になる終身保險(二)、男子のための教育保險、女子のために結婚資金となるやうにとして、子供達を被保險者として、滿期を丁年とし自分が保險金受取人と保險契約者とになる教育保險、(三)六十歲滿期として自分が保險金受取人若し滿期前に死亡したら保險金受取人を妻として、自ら保險契

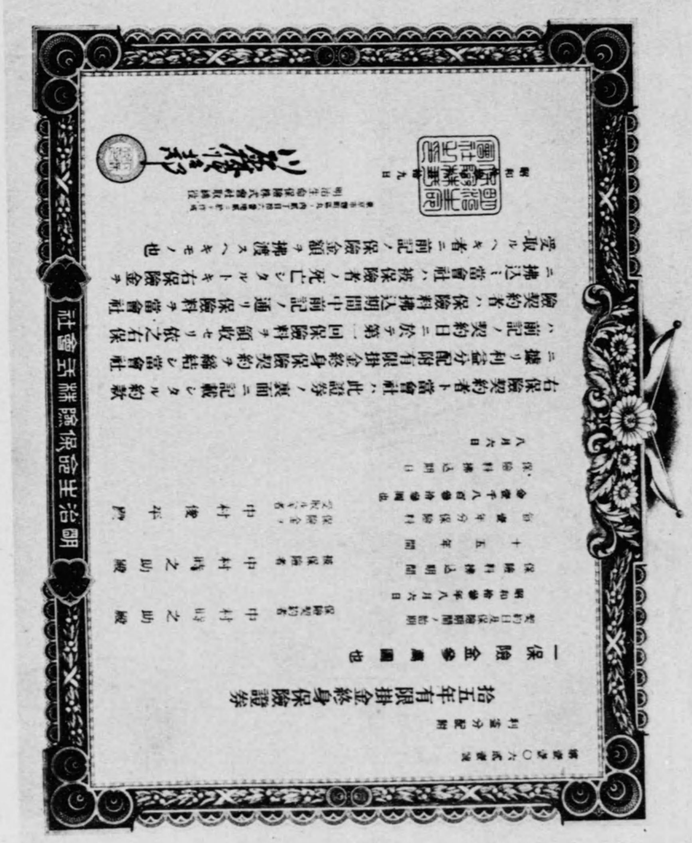

(表)　券證險保命生

支拂である。併し(一)被保險者が自殺・決鬪、其の他犯罪又は死刑の執行によつて死亡したとき、(二)保險金受取人が故意に被保險者を死に致したとき、(三)保險契約者が故意に被保險者を死に致したときは、反道德的又は公序良俗に反するので其の支拂義務を負はない(六八〇條)。尤も(一)(二)の場合には、保險者が被保險者のために積立てた金額は、保險契約者に拂戻さなければならない(六八〇條二項)。

尙、戰爭其の他の變亂による死亡は、保險技術上豫想が困難のため、原則として支拂義務なきものとされるが、(六八五條六八〇條)特約によつて此の場合にも支拂ふ旨の契約をなすことは有效である。現に支那事變に於て之が實行せられてゐる。

(四)保險契約者の義務 (一)保險契約者は契約を結ぶと約者兼被保險者となるのが、養老保險である。

③告知義務 生命保險で後日問題の起るのは、告知義務である。保險は富籤と異つて、共同社會生活の正義に立脚して、保險契約者及び被保險者とも、眞實を告げて、保險會社に危險測定の技術に誤りなからしめなくてはならぬ。例へば肺を病んだことがあるのに、既往症なしと虛僞を告げ、醫師も特に之を認め得ないで普通保險料による契約をした場合、一二年で宿病が再發して死亡したとすると、會社は調査の結果、告知義務違反とし

きに一定事項の**告知義務**がある。③ 義務違反の場合は、保險者に契約解除權があることは、損害保險と同樣である。それ以外に被保險者にも此の義務がある(六七條)。(二)保險料支拂の義務がある(六七條)拂込の時期方法は契約で定めるが、其の約款に猶豫期間を定めるのが多い。(三)被保險者が死亡したならば、遲滯なく其の旨を、保險者に通知する義務がある。此の義務は保險金受取人にもある(六八條)。

㊄保險契約者と第三者との關係　保險契約者と第三者との間に保險關係を生ずる場合がある。

(一)他人の生命保險　他人の死亡によつて、保險金額を支拂ふことを定める契約である。④ 此の場合は、被保險者が同時に保險金受取人でなければ、其の者の同意を必要とする(一項)。之は被保險者の生命に關する犯罪を防ぐためであるから、生存保險なら其の必要はない。

(二)他人のためにする保險　保險契約者が第三者を保險金受取人とする契約である。⑤ 保險料を支拂ふ者は、原則として契約者である(六八條六九條)。通常保險約款の規定によつて、契約者は保險金受取人を指定・變更する權利を留保するが、此の權利を行はずに、契約者が死亡すれば、受取人の權利は確定する(六九條)。

【演習七】 甲は自己を被保險者として乙保險會社と一萬圓の養老保險契約を締結し、妻丙を保險金受取人としておいた。然るに妻丙は子なくして死亡し、後妻丁を娶り、一子戊が生れた。甲は戊を保險金受取人とすることができようか。

て契約を解除する如き例が往々にしてある。如何なる病氣の不告知が義務違反になるかは一定し難い。尙其を發見しなかつた會社に、故意か過失があると、此の場合も會社に責任があることとなる。

④**他人の生命保險**　甲が妻を被保險者として自ら保險契約者となる時に、妻が保險金受取人であれば問題はないが、甲が受取人だと、妻の同意を必要とする。之は生命保險に行はれる保險金欲しさの殺人などの犯罪を防ぐ意味もある。

⑤**他人の爲めにする保險**　甲が自分の死亡によつて其の息子に保險金を受取らせる契約の如きである。保險金受取人とした長男の太郎が、自分より先に死亡したりすれば、之を次男の次郎と變更したり、或は太郎の妻うめを受取人に指定したりできる。之は更に改め得るが、うめと指定した後に又他の子供に變へようとしたが、其のまゝであつたときに、本人が死亡すれば、うめは受取人としての權利が確定する。

第四編　海　商

第一章　船舶及び船舶所有者

第一節　船　舶

㊀船舶の意義　商法上の船舶とは、商行爲を爲す目的で、航海の用に供するものをいふ[1](八八條一項)。故に(一)商行爲以外の目的で航海する官廳や公署の所有する軍艦、其の他の船舶(二)專ら湖川・港灣などの內水を航行する船舶(三)端舟其の他櫓櫂だけで運轉し、又は主として櫓櫂を以て運轉する小舟は、商法適用の船舶の範圍に屬さない(八八條二項)。しかし商船には屬さなくとも、航海の用に供する私人所有の船舶には、すべて商法の規定を準用することとなつてゐる(船舶法三條)。

㊁船舶の性質　船舶の法律上の性質は動產であるが、容積も大きく附屬の從物[2]も多いので、總噸數[3]二十噸以上、又は積石數[4]二百石以上の船舶は、**不動產類似**の取扱を受け、船舶登記の制度(八九條)、抵當權設定(八八條)、賃貸借の登記(八〇三條)などは不動產に關する規定が準用され又船舶國籍證書を請受けなくてはならない(八八條)。

㊂船舶の種類　船舶は恰も人格ある如くに取扱はれ、國籍・名稱及び船籍港を有する(船舶法一條・三條・八條)。**日本船舶**[5]は、日本の國籍證書をもつ船と之をもたなくとも、日本臣民が所有する船又は業務執行機關が日本臣民である法人の所有する船舶である(船舶法一條)。それ以外の船舶は外國船である。

㊃船舶の讓渡　民法の原則に從つて、當事者間の合意の民法の規定によらしめる。

實例

①**船舶**　船舶は水を航行する用途を有する構造物であるが、其のうち、商法で船舶と認めるのは商行爲の目的で航海の用に供するものである。軍艦・練習船・探檢船・捕鯨船などは商行爲の目的がないし、湖水や灣內の巡航船・遊覽船の如きは海水を航しないから、此のうちに入らぬ。積載力乏しく遠航しない小舟の如きは、海法を適用せずに一般

②**船舶の從物**　帆檣・船體・汽罐の如きは、船舶の一部分であるが、端舟・帆・羅針盤などは船舶とは別箇で、其の從物とされる。船舶の屬具目錄に記載されたものは從物と推定する。

③**總噸數**　西洋型船舶の二重底以外の蔽圍部分の總容量をいふ。一噸は百立方呎である。

④**積石數**　日本型船舶の總容積で、一石が十立方尺に該當する。

⑤**日本船舶**　日本の國旗を揭る

で移轉するが、其の讓渡を以て第三者に對抗するには、(一)登記を要する船舶は、移轉の登記と船舶國籍證書の名義書換を要し(六七條)(二)不登記船は、一般の動産と同じく其の引渡が必要である。尙船舶の屬具は、從物として讓渡される(六七條)。又航海中の船舶を讓渡した場合は、特約がなければ、其の航海によつて生ずる損益は讓受人に歸する(六八條)。

㈤船舶に對する强制執行　船舶の所有者に對して、債權を有する者は、大體不動產の强制競賣に關する規定に從つて、船舶に對して强制執行することができる。併し船舶の差押及び假差押は、既に發航の準備を終つた⑥船舶に對しては爲すことを許されない(六八條一項)。之は多數の旅客・荷主などに不當な損害を及ぼすからである。但し發航準備のために生じた債務に就いては、此の限りではない。

權利及び不開港場に寄港し、又は日本の沿岸各港間の物品・旅客の運送を爲す權利がある。日本國籍の取得は、船舶登記規則及び船舶法の規定に從つて登記し、之を管海官廳に登錄して、船舶國籍證書を請受けるのである。

⑥**發航準備終了**　船舶の艤裝を終り、積荷を終了し、海員は乘組み、船舶書類の備付の準備が完了し、數箇所寄港する場合には、最初の港から出發の準備を終つたことである。中間の港へ寄港しても、他の港へ避難しても、航海の終了するまでは、此

【演習一】清水港の甲は、其の所有する百五十石の帆船を横濱の乙に賣渡す契約をして代金を受領した。どういふ手續をとつたらよいだらうか。

第二節　船舶所有者

㈠船舶所有者の責任　商法上の船舶所有者とは、船舶の所有權を有するのみでなく、之を商行爲を爲す目的を以て航海の用に供する者をいふ。通常之を**船主**と呼ぶ。尙、一個の船舶を數人で所有する**共有**の場合もある(六九條以下)。

船舶所有者は、船長が其の法定の權限內でなした行爲、又は船長其の他の船員が職務を行ふに當つて、他人に加へた損害に就いては、無條件に賠償の責任を負はなければならない。之は船主の故意過失を問はないので所謂無過失責任の一である。

の狀態は續くので、差押などはできない。

實例

①**委付**　委付を爲し得る者は、船舶所有者又は自己所有の船舶を利用する者である。委付せられる者は、船長と法律行爲を爲したる者及び船員に損害を加へられた者で、船舶修繕者・石炭供給者・荷主・旅客、被衝突船の所有者、船舶及び運送賃に就き優先權を有する債權者の如きである。委付によつて免れ得る債務は、船長が權限內で爲した行爲、船長其の他の船員が職務

㈡免責委付① 前述の如く船主の責任は頗る重く、しかも海上の航行は、危險率が甚だ多い。而して其の盛衰は國運の消長に關すること、重大である。故に海運業の伸長を計る一方法として、船舶所有者の前述の責任は之を制限する必要がある。商法は一定の場合に、船舶所有者は航海の終に於て、船舶其の他一定の海產②を債權者に差し出して、其の責任を免れることを得るものとしてゐる。之を**免責委付**といふ(六〇〇條)。

㈢船舶の賃貸借 賃貸借に關しては、民法の規定が適用されるが、商法に其の特別規定がある。(一)船舶の賃貸借③は之を登記すれば、爾後其の船舶に就いて物權を取得した者、例へば讓受人の如きに對しても、其の權利を主張し得る(六〇三條)。(二)賃借人が船舶を利用して、自ら船舶業を營

を行ふに當つて他人に加へた損害に對する責任に就いてのものに限る。船舶所有者がなした自己の行爲に就いては、免責なく無限の責任がある。

②**海產** 運送賃・船舶所有者が其の船に就いて有する損害賠償請求權・報酬請求權などである。即ち其の船舶に關係のある船主の權利を相手方に全部渡せば、損害が如何に大であつても、それを限度として、それ以上船主の責任を追及し得ない制度が委付である。

③**船舶の賃貸借** 賃借權者は船舶を占有し船員の任免權がある。後述する傭船契約は、船主に對して船舶の全部又は一部を借り切つて運送を依頼するのであつて、船舶の賃借人とは性質が異る。

む場合は、其の利用に關しては、第三者に對して船舶所有者と同一の權利・義務を有する(六〇四條)。

【演習二】 某汽船會社の甲山丸は、積荷を滿載して航行中、暴風雨に遭遇し難航を續け船長以下船員一同大努力したが、遂に船は坐礁して大破し、積荷は全部毀損してしまつた。荷主達の總損害は五十萬圓に及ぶが、船は殆ど見る影もない。此の場合でも會社は之を委付し得るだらうか。

第二章　船員

第一節　船長

㈠船長の意義 船長は、船舶乘組員の首長であつて、一方では其の船舶を指揮し、他方では船主の代理人①として法定の權限をもつ者である。即ち公私の地位を併有す

實例

①**船長の代理權** 船長は船籍港外では航海のため必要な一切の裁判上及び裁判外の行爲をなし

る。故に船長が己むを得ない事由によつて、自ら船舶を指揮し得ないときは、法令に別段の定ある場合の外、他人を選任して自己の職務を行はしめることができる(七四條)。

船長は自ら船舶の所有者たる場合の外は、通常船舶の所有者によつて選任される。其の間の法律關係は、委任及び雇傭の關係である。解任も亦船舶所有者の任意であるが、不當に解任したときは、船長は之によつて生じた損害賠償の請求を爲し得る(一二二項)。

㈡船長の職務權限　船長は、其の船舶の指揮者として、商法上並びに公法上の種々の權限がある。(一)商法上に於ては、船長は船主の代理人として、或は積荷の利害關係者の代理人として、廣汎な職務權限が與へられる(七三條―七五條、七七條―七九條)、(二)公法上に於ては、(イ)船舶内の海員を指揮監督し船内に

得るが、船籍港では海員の雇入解雇の權限しかない。之は此の港は船主の住所たる事が多いので、此の差がある。

②**船長職務の代行**　船長が疾病などで、自ら船舶を指揮し得ないときは、他人を選任して其の職を行はせるが、例へば船長が人事不省に陷つた時の如く、之を選任し得ない事がある。この場合には他の海員が職掌の順位に從つて代船長となつて其の職務を行ふこととなる。(船員法一六條)

③**船長の權力**　一船の指揮者と

ある者に命令を下し得る(船員法七條)。(ロ)海員を懲戒するなどの處分を爲し得る(船員法三條―一三〇條)。(ハ)船舶内の犯罪に關しては、司法警察吏③の職務を行ふ(刑訴二三條)。航海中の死亡・出生に就いては、戸籍吏の職務を行ふ④(戸籍法七五條)。

【演習一】某汽船内で殺人事件が起つた。船長は船員を指揮して犯人を捕へて一室に監禁してしまつた。船長の此の行爲は咎められることはないか。

㈢船長の義務　船長は船主の代理人であり、又安全に航海を成し遂ぐべき責任者であるから、商法は次の如き義務を規定する。(一)船長は發航前に船舶が航海に支障がないか、航海に必要な準備が整頓したかを檢査すべきである(七〇條)。(二)船舶國籍證書其の他の法定の書類⑤を船中に備付けるべきである(七九條)。(三)航海中濫りに其の船舶を

して監督權限がある、上記の外例へば船長は海員が危險物又は酒類を有するとき之を保管又は放棄し、海員の身體を拘束することもでき、更に旅客に對しても之を爲し得る。尚必要の場合には管海官廳、地方官廳又は軍艦に援助を求め得る。

④**人命救助**　船舶が衝突したとき、又は他の船舶が遭難したのを知つたときは、自己の船に急迫の危險がない限り、互に人命・船舶及び積荷の救助に必要な手段を講じて、一定事項を管轄官廳に屆出づべきである。

去つてはならない(六〇條)。(四)航海準備の終了と共に發航し、豫定の航路を變更せずに到着港まで航行しなくてはならない(六一條)。(五)航海中、最も利害關係人の利益に適する方法で積荷の處分をなすべきである(六二條一項)。(六)航海に關する重要なる事項を船舶所有者に報告すべきである(六三條)。

(四)船長の責任　船長は⑥海上にあつて、貴重なる人命と貨物とを預る者であるから、其の權限も大きいが、責任も亦隨つて重い。(一)船長は、其の職務を行ふに就いて、注意を怠らなかつたことを證明しなければ、たとひ船主の指圖に從つたときでも、利害關係人に對して加へた損害を賠償する責任を免れ得ない(六四條)。(二)船長は、其の監督を怠らなかつたことを證明しない限りは、海員が其の職務を行ふに就いて、他人に加へた損害を賠償する責任を免れ

⑤**書類備付**　船舶國籍證書・海員名簿・屬具目錄・航海日誌・旅客名簿・運送契約書及び積荷に關する書類、稅關から交付した書類などを備へ付けるべきである。たゞ外國に航行しないときは、屬具目錄・航海日誌・旅客名簿は備付けないでもよい。

⑥**船長の注意義務**　「汽船の運行に際しては、其の船長は、自身又は其の乘組員を指揮監督して、他船との接觸衝突等の事故を發生せざるやう常に前方進路を注視警戒し、斯の如き危險の虞ある場合には、豫め警笛を吹鳴し、或は自ら針路轉換、進行停止、後退等、機宜の措置を採り可及的危險を防止すべきである」旨の裁判判決がある。

得ない(六五條)。

【演習二】某汽船會社の汽船が航行中、其の船長が突然狹心症で倒れて人事不省に陷つた、次の寄港地まで相當の日時を要する。船はどんな處置が採られるであらうか。

第二節　海　員

(一)海員の意義　海員①とは、船長を除いた一切の船舶乘組員の總稱である。勞務の種類によつて、甲板部海員・機關部海員・事務部海員の三種に分たれる。又其の地位の高下を標準として高等海員と普通海員に分ち得る。

(二)雇入契約と海員の規定　海員は、船舶所有者に對しては、雇傭の關係に立つ者である。海員に關する規定②は、**船員法**及び其の附屬法令に於て詳細に規定され、社會政策的見地から特殊の保護を受ける。

實例

①**海員**　船舶の乘組員の總稱は海商法で之を船員といふ。其のうち船長を除いた船員が海員である。但し海員懲戒法で海員といふのは、海技免狀を有するものをいふ。

②**雇入雇止の公認**　雇入契約の成立・終了・更新・變更は船長及び海員が管海官廳に出頭して公認されることを要する。

㈢海員の義務　海員は雇入手續が終れば、船長の指定した時、船舶に乘込むことを要し、其の許可なくしては船舶を去ることはできない(船員法三條)。此の義務に違反すれば、損害賠償の外、懲役又は罰金に處せられることがある。③

第三章　海上運送

第一節　物品運送

㈠物品運送の種類　海上の物品運送契約①は、運送の方法に基づいて、傭船契約と箇品運送契約とに分れる。

(一)**傭船契約**は船舶所有者又は船舶賃借人が、一定の航海を標準として、船舶の全部又は一部を貸切つて、之に船積した物品を運送することを約し、相手方は傭船料(運送賃)を拂ふことを約する運送契約であり、(二)**箇品運送契約**は、箇々の物品を運送することを約する契約である。

傭船契約②を結ぶ際には、相手方の請求によつて、傭船契約書を交付することを要し、箇品運送③の場合には、船荷證券又は荷物受取證が發行されて、契約成立の證據となる。

㈡物品運送契約の效力　傭船契約④書又は船荷證券に詳細な約款が定められてゐるが、商法には次の如き補充規定が設けてある。

(一)**船主の義務**　陸上運送の場合と同樣の義務を負ふ外、船舶所有者は、(一)傭船者又は荷送人に對して、發航の當時、船舶が安全に航海に堪へることを擔保する義務を負ふ(商八條)。(二)特約をしたときでも、自己の過失・船員其の他の使用人の惡意又は重大な過失又は船舶が航海に堪へないことによつて、生じた損害を賠償すべき責任を免れる

實例

①**海上運送契約**　海上に於て、船舶によつて運送を引受ける契約である。物品は一切の有體物で、之を運送品・積荷又は荷物といふ。

②**傭船契約**　船舶所有者が、傭船者に對して、特定の船舶を提供することが契約の目的となる。船主は自已選任の船員を乘組ませるなど、船舶の艤裝をしなくてはならぬ點が、賃貸借の場合と異る。通常比較的小船で、不特定な航路に臨時に行はれ、且つ契約の內容は契約毎に定められる。

③**箇品運送**　巨船で特定航路に定期的に行はれ、且つ船舶所有者毎に同一約款で行はれる。運送者たる船主と個々の荷送人との契約で個々の貨物の運送を請負ふのである。

④**再運送契約**　傭船者は反對の

③**海員の權利**　給料手當の請求權・食料・治療費・葬式費用などの請求權がある。

ことはできない(三九條)。

(二)船主の權利　船舶所有者の主なる權利は、(一)荷受人が運送品を受取つたときは、運送賃・立替金・碇泊料其の他の費用を請求する權利がある。[5] 船長はこれらの支拂と引換でなければ、運送品を渡さないでよろしい(三九條)。(二)荷受人が運送賃其の他の費用を支拂はないときは、裁判所の許可を得て運送品を競賣することができる(三九條二項)。(三)荷受人が運送品を受取ることを怠つたときは之を供託できるし、又受取を拒んだとき、荷受人がわからないときは船長は之を供託しなくてはならない(三九條)。

【演習一】船長甲は、到着港で荷受人の乙に運送品を引渡さうとしたところ、乙は之が運賃を支拂はない。この場合船長は如何なる處置をとるべきであらうか。

約束のない限り、傭船した船舶に自己の積荷を積まないで、その場所を第三者に提供して、之との間に運送契約を結ぶことができるのをかくいふ。

⑤**割合運送賃**　航海中に、船舶の沈沒・修繕不能・捕獲が生じたときは、船舶所有者は運送の割合に應じて、運送賃を請求することができる。これをかくいふ。此の割合は、航路の距離・航海の難易・時間・費用などを酌酌して定める。

⑥**船荷證券發行**　傭船契約のときは、傭船者は出荷申込書を船主に提出し、船主は之に基づいて船長に宛てた船積指圖書を傭船者に交付する。之を船長に示して之と引合せて船積を實行し船長から積荷受取書を受けて、更に之を船主に示し、之と引換に船荷證券の發行をうけるのである。船積前に發行するときは、受取書に代へて船積荷受倉庫の受取書に對して船荷證券を發行する。箇品運送の場合は、荷送人は出荷申込をするので、其の後の手續は船主がする。

⑦**準用規定**　例へば(一)運送品の處分は船荷證券を以てでなければできない。(二)運送品に關する

(三)船荷證券　船荷證券は、運送中の物品を讓渡又は質入するために、傭船者又は荷送人の請求によつて發行[6]される有價證券である。一般にビー・エル(B.L.)と呼ばれ法定の事項を記載し、船長又は之に代る者の署名を必要とする(三九條)。

(一)效力　船荷證券の性質及び效力は、陸上運送に於ける貨物引換證と同樣であつて、其の規定が準用される[7](三八條)。

(二)數通の船荷證券　船荷證券が、貨物引換證と著しく異る點は、傭船者又は荷送人の請求によつて、同一の運送品に就き數通發行することができる(三九條)ことである。之は海上運送は、距離も長く危險も多いので、別の航路で證券を送つて、確實に荷受人に入手せしめるためである。數通の證券は合して一箇の船荷證券を爲すのであるが、

各通が別々に裏書されて數人に讓渡される場合があつて、複雜な關係を生ずるので、商法は次の如き規定を設けてゐる。

(イ)船長は陸揚港で引渡を求められた場合は、(一)證券一通の所持人に對しても、引渡を拒むことはできない(第一條)。之を引渡せば、他の證券は效力を失ふ⑨(第二條)。(二)同時に二人以上の所持人から、運送品の引渡を求められたときは、船長は運送品を供託して、其の旨を各證券の所持人に通知することを要する(第三條)。

(ロ)船長は陸揚港以外に於ては、船荷證券各通の返還を受けなければ、運送品を引渡すことはできない(第三條)。

【演習二】甲は乙から船荷證券の送附を受けて、運送船の陸揚港で積荷の引渡を求めたところ、船長は既に船荷證券と引換で丙に荷物を引渡事項は、船荷證券の定めによる。(三)之と引替でなければ運送品を引渡さないなどのことである。

⑧**數通發行**　最初なら數通發行出來るが、一旦發行した後に一通の所持人が、數通の發行を求めることは許されない。最初の發行には各證券に員數を記載することを要する。

⑨**保證渡**　船荷證券はおくれて着くことが多いので、實際上は、商品の買主は、擔保を提供して銀行の保證狀を受けて、船荷證券到着前に之を以て引渡を受けることが行はれる。

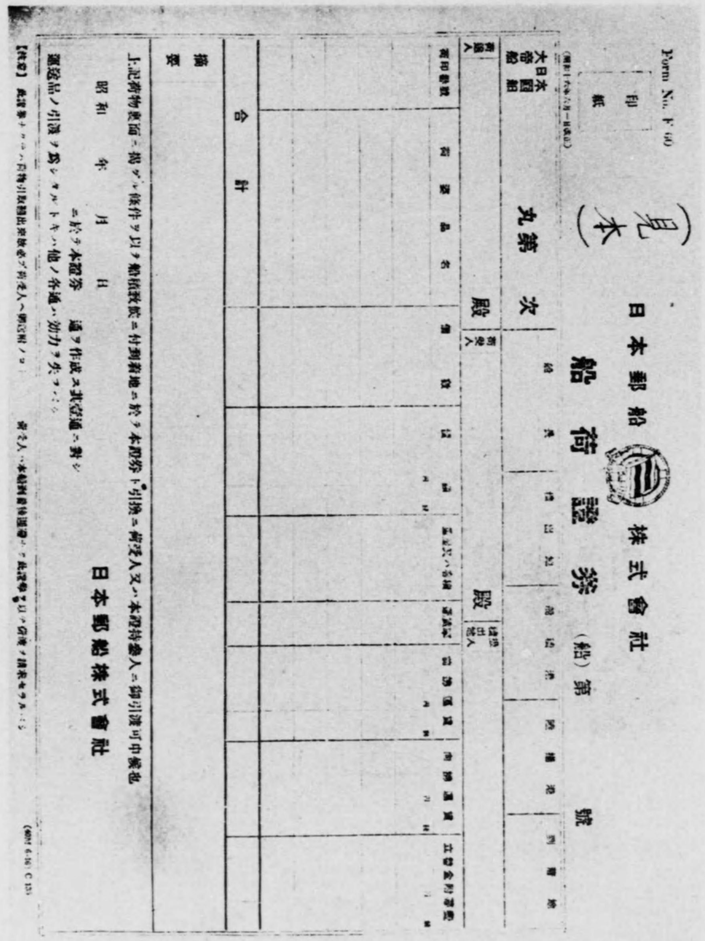
Form No. F 60
印紙
(見本)
日本郵船株式會社
船荷證券　(船)第　號
(運賃トクタ日本國郵船)
丸善　次　殿
荷送人
荷受人
通知先
日本國郵船
船名
積港
揚港
運賃
運賃支拂場所
發行地
發行年月日
發行通數
合計
摘要
上記貨物受領ニ際シテ、後ノ條件ヲ以テ船荷證券ニ付表記地ニ於テ右貨物ヲ引渡ス。荷受人又ハ本證券ノ所持人ニ對シ引渡可申義也
昭和　年　月　日
ニ於テ本證券　通ヲ作成ス其證據ニ對シ
運送品ノ引渡ヲ求シ　ヲ以テ他ノ各通ノ効力ヲ失フ
日本郵船株式會社
【注意】本証書ハ一ツニ付物品引渡請求者ノ所持人ヘ無記名ノ
荷受人ハ本船荷證券ニ記載ノ運賃ヲ拂ヒ荷物ヲ受取キタルコト
(船荷證券)

してしまつたとの事だ。丙は眞正の所持人でないと主張したらば、船長を相手に賠償請求ができようか。

第二節　旅客運送

㊀旅客運送契約の意義　旅客運送契約は、船舶による旅客の運送契約である。旅客と物品との差①、海上と陸上との差があるが、物品運送・陸上旅客運送に關する規定が多く準用され、たゞ其の特殊な點に關して若干の規定があるに過ぎない。

㊁契約の締結　契約の成立には、方式を必要としないが、通常**乗船切符**が發行される。記名式のものは、之を讓渡することはできない(民法)。

㊂船主の義務　(一)航海中、旅客に食料を供給②し(民法)、(二)航海の途中、船舶を修繕するため旅客を上陸させたときは、

實例

①**旅客運送契約**　海上運送契約であるが、目的が旅客であるために運送たる請負契約の外に、旅客に住居を與へる賃貸借契約及び食料を供給する供給契約が附隨することとなる。

②**旅客の食料**　食料の供給、手荷物運送に關する報酬は、特約のない限りは、當然運送賃の中に含まれる。

③**代船**　旅客の權利を害せざる

之に相當の住居と食料とを供給し[3]（六條）、(三)發航當時船舶が安全に航海に堪へることを擔保し（六條）、(四)旅客の受けた損害及び其の手荷物の運送に關しては、陸上運送に於ける運送人と同樣の責任を負ふ（六條）。

(四)船主の權利　(一)運送賃の請求權がある。乘船時期までに旅客が船舶に乘込まないときでも全額の請求ができる[4]（二條）。(二)法令に違反し又は契約によらないで、船積された旅客の手荷物は、何時でも陸揚し又危險の虞があれば之を放棄することができる（六條）。(三)旅客が乘船時期までに乘込まないときでも、船長は發航し又は航海を繼續することが出來る（二條）。(四)發航前には、旅客は運賃の半額を支拂つて契約の解除はできるが、發航後は全額を支拂はなければ解除はできない（一條）。

範圍で、他の船舶を以て、上陸港まで旅客を運送することを提供すれば、上記の住居食料供給の義務はない、代船は本船と船體・大小・速力・年齢が略ゝ同じであることを要する。

④**旅客一身の不可抗力**　旅客が發航前に死亡するか、疾病その他一身上に關する不可抗力によつて、航海し得ざるに至れば、運送人（船舶所有者）は運送賃の四分の一を請求することを得るが、其の事由が發航後に生じたときは、運送人の選擇によつて、運送賃の四分の一を請求するか、又は運送の割合に應じて、

【演習三】甲は渡米しようとして乙丸の乘船切符を買つたが、急に渡米をとりやめることになつた。どうしたらよいか。其の時丙が急に渡米を希望して甲の買つた切符を讓り受けて乘船したいからといつてその手續を問合はせて來た。さうすることができるだらうか。

第四章　海　損

第一節　共同海損

(一)海損の意義　船舶が航海中に、非常の原因によつて蒙つた損害で、船舶及び積荷の全部を滅失した場合を除いたものを海損といふ[1]。故に航海上通常生ずる損害例へば水先案内料・入港稅の如きは此の海損ではない。海損に單獨海損と共同海損とがある。

(二)單獨海損　天災や船員の不法行爲によつて、船舶又割合運賃を請求することが出來る。

實例

①**海損**　廣い意味では、航海上生ずる總べての損害と費用は海損であるが、船舶の自然消耗や入港稅の如く、通常生ずる損害は、船主が運送賃で支辨すべきもので、小海損といふ。こゝにいふ海損はもつと狹く、非常原因によつて生じた損害で、船主が當然に負擔しない損害である。

は積荷の蒙つた損害が單獨海損である。不可抗力による場合は、船主又は荷主が之を負擔し、不法行爲に基づけば、行爲者が之を賠償すべきことは、民法原則の定めに從ふべきで、商法は特に規定を設けない。

㊂共同海損　船長が船舶及び積荷をして、共同の危險を免れさせるため、船舶又は積荷に加へた處分によつて生じた損害及び費用を共同海損といふ[2]（六八條）。例へば暴風雨に際して、船長が一部の積荷を海中に拋棄し、又は帆檣を切倒したことによつて、船舶や他の積荷を救ひ得た如き場合に犧牲となつた財産の損害である。此の損害を犧牲者にのみ負はせずに、助かつた財産の持主にも公平に分擔させる制度が、設けられてゐる。

㊃共同海損の計算　共同海損の計算[3]は、其の損害額を決定することと、之を利害關係人に分擔せしめる額を定めることである。

(一)損害額の決定　船舶に就いては、到達地及び到達期の價格、又積荷に就いては、陸揚地及び陸揚期に於ける價格を標準として決定する（六九條）。尙積荷に就いては、其の價格中から滅失毀損によつて支拂を免れた費用は差引かれる（六九條但書）。

(二)海損の分擔　右の損害額を、犧牲によつて救はれた船舶、積荷の價格、運送賃の半額、共同海損たる損害額との割合に應じて夫々船主・荷主・運送人及び犧牲となつた財産の所有者が分擔する（六八條）。併し次の場合は例外として分擔するを要しない。(イ)當該積荷に就いて、船荷證券などの書類が發行されてゐない時[4]（六九條一項）。(ロ)積荷が甲板に[5]

②**共同海損**　共同の危險を免れるため船長の行つた處分で、損害が生じたが、船舶又は積荷が全滅せずに保存されてる場合である。船舶と積荷の共同の危險が切迫したので、之を免れるためであるから、人命救助のために爲された船長の處分によつて生じた損害費用の如きは含まれない。

③**共同海損の精算**　航海の終つた後に、船長が遲滯なく精算書を作るべきで、精算地は最後の積荷の陸揚地である。精算には長年月を要するので專門的の精算者を使用する。又船長は共同海損の分擔額の支拂と引換に運送品を引渡すのでなく、豫め一定の供託金を提供させる。之と引換に差引計算の上、又は保險會社をして、荷受人に代つて保證狀を提出させて運送品を渡すのである。

④**書類なき積荷**　積荷の價格を評定し得る書類が無ければ、損害額の算定が困難であるし、時によると此の積荷は共同海損の分擔を免れることがあり、不公平を生ずるからである。

⑤**甲板積荷物**　甲板の荷物は船舶安定のため、投棄するのが必

積込まれてゐたとき(三項)、(ハ)種類及び價格が明告されずして積まれた高價品(二項)。

【演習】桑港航路の甲丸は、航行中大暴風に遭つて難船し、其の際積荷の半數を海中に投じて、辛うじて沈沒を免れて目的地に達した。此の場合に於ける共同海損の分擔割合はどうなる。

第二節　船舶の衝突

一船舶の衝突の意義　二箇以上の海商法の適用ある船舶が、直接間接、水に於て接觸した場合である。[1] 從つて私船と公船との衝突、又は船舶が棧橋や浮標と衝突した場合は含まれない。

二損害の分擔　衝突によつて生じた損害に就いては、其の分擔は次の如く定められる。

(一)不可抗力による場合は、其の損害は各自之を負擔する。衝突の原因が不明な場合も同樣とする。

(二)一方の船員の過失[2]によるときは、當該船員及び其の船の所有者に賠償の責任がある(民七一條)。

(三)雙方に過失ある場合は、(イ)雙方の過失の輕重に應じて分擔する。(ロ)過失の輕重が不明なときは、各船主が平分して之を分擔する(七八條)。

第五章　海難救助

一海難救助の意義　海難救助とは、海難[1]に遇つた船舶又は積荷の全部又は一部を救助することであるが、其のうちで義務なくして救助して其の結果を得た場合を、商法に於ては海難救助といふ。此の行爲は、奬勵すべきであるから、救助者には相當の救助料を請求することを得要且つ容易に行へるから、其の荷主は萬一の場合には投棄されることを豫想してゐると見られるからである。

實例

①**船舶の衝突**　船舶の衝突に關しては一九一〇年の「船舶衝突に付ての規定の統一に關する條約」があり、我が國も之を批准して大正三年に公布した。故に日本船と締約國の船舶とが衝突した場合は條約によつて解決される。從つて商法の規定は日本船舶同志、商船又は私船なる場合に限り適用される。

②**衝突豫防**　衝突の豫防に就いては、海上衝突豫防法がある。此の豫防法に違反したときは、一應船員に過失あるものと裁判される。又此の船員のうちには水先人も含まれる。

實例

①**海難**　海難は航海に關する危險で、船舶又は積荷の滅失または毀損の虞れあるものをいふのである。此の危險は、共同海損とは異つて船舶又は積荷に共同的でなくても差支ない。發生原因も、自然力たると人爲的たる

せしめる(八〇條)。

㊂救助料請求の要件　救助が義務なくして[2]爲された場合に限る。故に契約による救助、又は救助義務ある者の行爲は含まれない。併し(一)救助者が故意過失で海難を惹起したとき、(二)被救助者から正當の事由によつて救助を拒まれたのに強ひて救助したとき、(三)救助した物品を隱匿し又は濫りに之を處分したときには、救助料の請求はできない(八〇條)。尙、人命のみの救助は一般の義務とされ、之に加へられない。[3]

㊃救助料の額　救助料に就いて特約がなく、其の額に關して爭のある場合は、危險の程度、救助の結果、救助のために要した勞力や費用其の他一切の事情を斟酌して、裁判所が之を決定する(八一條)。海難の際に特約を以て救助料を定めたときでも、其の額が著しく不當なときは、當事者は其の增加又は減少を求め得る(八二條)。尙救助料の額は、特約のない限りは、救助された物の價額[4]を超えることはできない(八三條)。

㊄救助料の分配　數人が共同して救助したときは、救助料分配の割合は、當時の一切の事情を參酌して、裁判所が之を決定する。此の場合には、人命救助に從事した者も、共同救助者の一人として、其の分配を受け得る(八四條)。尙船內での分配は、救助に從事した船舶が汽船であれば、救助料の三分の二、帆船であれば、其の二分の一を船舶所有者に支拂ひ、其の殘額は折半して、船長と海員とに支拂ふべきである。海員間の分配[5]は船長が之を行ふ(八五條)。

【演習】五百噸の帆船やしま丸は、房州沖で難破した甲社の汽船乙丸を

とを問はない。

②義務なくして　之は私法上救助すべき義務のない意味である。水難救護法・船員法などの規定で、公法上救護義務を負ふ者であつても、私法上義務なきものが救助すれば海難救助となる。

③人命救助　人は船舶や積荷でない、救助すべきは道德上法律上の義務とされる。海難救助には加はらない。但し人命と財產との救助が同時にされたときは人命救助に從事した者も、救助料の分配に與れる。

④救助料の最高額　救助されて出費が却つて殖えることではいけない、救助された物の價額の範圍內で救助料を負擔するのである。

⑤救助料分配　救助料支拂の債務を負ふ者は、救助された船舶及び積荷の所有者である。救助船の船主は救助料を受けるが、救助は船員に非常勤務をさせるから、之にも救助料の一部を與へて奬勵する。各船員が各請求權はあるが、便宜上船長が代つて、之を取立てて分配する。航海の終るまでに船長が分配案を作成し、之を海員に告示する。

救助して一萬圓の救助料を得た。之は如何に分配されべきであらうか。

第六章　海上保險

㊀海上保險の意義　航海に關する事故①によつて生ずることあるべき損害の塡補を目的とする保險契約である(八二條一項)。損害保險の一種であるから、前に說明した損害保險の總則が適用される(八二條三項)。たゞ海上保險に特有な問題が本章に規定されてゐる。

㊁海上保險の種類　被保險利益の種類に從つて、(一)船舶保險②(二)積荷保險③(三)希望利益保險④(四)運送賃保險(五)再保險の五つに分れる。又保險期間を標準にした定時保險・航海保險⑤・混合保險の別がある。

海員は此の告示に對して異議の申立をなし得る。

實例

①**航海に關する事故**　暴風雨・沈沒・衝突・火災・坐礁・海賊・捕獲・海難又は海員の犯行など海に於て又海より生ずる危險である。港灣に碇泊中或は入渠中に生じた事故もこれに入れられる。

②**船舶保險**　船舶を目的とする保險で、屬具目錄に記載された物を含む。

③**積荷保險**　一切の積荷を目的

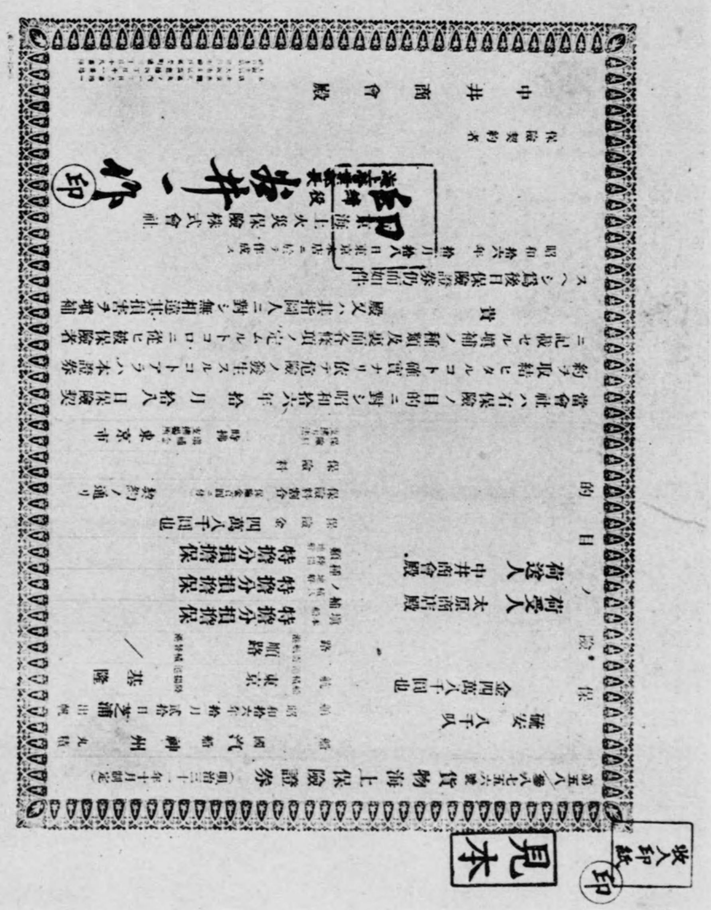
海上保險證券
見本
被保險利益
金四萬八千圓也
荷受人
中井商會殿
特別分損擔保
特別分損擔保
特別分損擔保
四萬八千圓也
金四萬八千圓也
荷受人
中井商會殿
荷送人
西會殿
中井
被保險利益
金四萬八千圓也
荷受人
中井商會殿
特別分損擔保
特別分損擔保
四萬八千圓也
荷送人
中井商會殿

㊁保險者の責任　保險者は原則として、保險期間中に、保險の目的物に就いて、航海に關する事故によつて生じた一切の損害を塡補する⑥責任がある(八六條)。併し次の場合には、其の責任を負はない(八六條)。

(一)保險の目的の性質、若しくは瑕疵、其の自然消耗、又は保險契約者被保險者の惡意若しくは重大な過失によつて生じた損害(八六條)。

(二)船舶保險又は運送保險の場合に、發航の當時安全に航海するに必要な準備をせず、又必要な書類を備へなかつたことによつて生じた損害(八六條)。

(三)積荷保險又は希望利益保險の場合に、傭船者荷送人又は荷受人の惡意・重大な過失によつて生じた損害(八六條)。

(四)水先案內料・入港料・燈臺料・檢疫料其の他船舶又は積荷の價額中に希望利益をも併せて評價して積荷保險を付することが多い。

④希望利益保險　積荷が到達することによつて得べき利益又は報酬を保險契約の目的とする。

⑤航海保險　一航海を以て保險期間とするので、荷物の船積に着手した時に始まり、到着港で陸揚を終了した時に終る。

⑥保險價額と損害額　塡補すべき損害額は、保險價額を以て基準とする。船舶保險では保險者の責任の始まる時の船舶の價額

保險約款

荷に就き航海のために支出した通常の費用（八九條第一號）。

(五) 共同海損以外の損害、又は保險價額の百分の二以内⑦の小海損（八九條第二項）。

【演習一】 輸出商甲が、時價三十萬圓の商品を米國に輸送し、これに諸費用を合算して三十一萬圓の保險契約を乙海上保險會社と結んだが、積載汽船が途中難破して積荷全部を流失した。加之其の物品は大暴落して今日では二十萬圓の價額しかなくなつた。此の場合、甲は乙會社から果して全部の保險金が受取れやうか。

⑷ 保險契約の變更　海上保險にあつては、航海方法に變更があると、危險率に影響を及ぼすことが大きいから、商法は次の如き特則を設けた。

(一) 航海の變更　發航港・到達港が變更されたときは⑧保險者の責任の始まる前ならば⑨契約は效力を失ひ、後ならば、變更後の事故に就いては保險者は責任を負はない（八二條）。

⑦**小額不塡補**　損害の算定費用が塡補額以上に出ればかへつて當事者及び一般經濟上不利であるからだ。共同海損には精算があるから差支ない。

⑧**航海の變更**　發航港を變更しないで其の通過すべき海路を變更したのは、航路の變更で離路といひ、航海の變更ではない。

⑨**責任の始まる前**　船舶保險では船積着手前、積荷保險にあつては積荷の離陸前のこと。

(二) 危險の變更　發航の遲延、航海繼續の懈怠、航路の變更若しくは危險の著變增加の場合には、保險者は變更若しくは增加以後の事故に就いては、責任を負はない（八二條）。

(三) 船長の變更　特約で船長の變更⑩が保險者の責任を免れる旨を定めない限りは、契約に影響はない（八二條）。

(四) 船舶の變更⑪　積荷保險、又は希望利益保險の場合に、船舶を變更したときは、保險者は變更以後の事故に就いては責任を負はない（八二條）。

⑤ 保險委付　被保險者が一定の要件の下に、保險の目的に就いて有する一切の權利を保險者に取得させ、被保險者をして、保險金額の全部を受取ることを得せしめる制度を、保險委付といふ⑫。

(一) 要件　保險委付は、(一)船舶が沈沒したとき、(二)船舶の

⑩**船長の變更**　船長は七〇七條の如く變更の止むなき場合があり、且つ船舶の種類によつて船長の資格がほゞ一定してゐて、運航に影響を及ぼすほどのことはないからである。

⑪**船舶の變更**　船舶保險ならば船舶が變更すれば、保險契約は當然失效する。

⑫**委付と保險約款**　委付に就いては、通常保險約款に詳細に定められてゐる。

行方不明のとき、(三)船舶の修繕不能[13]のとき、(四)船舶又は積荷が捕獲されたとき、(五)船舶又は積荷が官の處分によつて押收され、六箇月間解放されないときに行ひ得る(八三條)。

(二)方法　前述の要件のある場合に、被保險者が委付をするには、三箇月内に保險者に對して、其の旨の通知を發することを要する(八四條)。委付は單純なることを要し、條件や期限を附することは許されないし、又保險の目的全部に就いて爲されなくてはならない(八五條)。

(三)效果　委付[14]によつて、被保險者は保險金の全額を請求することができるし、之に對して保險者は、保險の目的に就いて有する一切の權利を取得する。被保險者は、之に關する證書を保險者に交付しなくてはならない(八六條)。

【演習二】　船主甲は、船舶保險をつけてスエズ運河を經由して歐洲に向け出發させたが、途中此の運河は通過できないので、航路を變じて希望峯を廻ることとなつた。不幸にして希望峯沖で暴風雨で沈沒した。此の際保險金は受取れようか。

⑬**修繕不能**　船舶の毀損の場合船舶が救助を要する場合である。船舶が其の現在地で修繕し得ず、且つ修繕を爲す土地に到り得ない場合、修繕費が船舶の價額の四分の三を超える場合は修繕不能である。此の場合に船長が遲滯なく他の船舶を以て積荷の運送をしたときは、積荷の被保險者は、其の積荷を委付することはできない。

⑭**委付の效果**　委付は被保險者の一方的意思表示で效力を生ずる。保險者の承諾を必要としない。併し保險者が委付を承認すれば、一、後日其の委付に對して異議を述べ得ない、二、被保險者は委付の原因を證明しないで保險金額の請求ができる。

第七章　船舶債權者

㊀船舶債權者の意義　本章の船舶債權者とは、船舶財產の上に、商法規定の先取特權を有する債權者をいふ。

㊁船舶の先取特權　船舶債權の先取特權を生ずる債權の種類は、第八百四十二條に列擧されてゐる。此の債權を有する者は、船舶其の屬具及び未拂運送賃の上に先取特權をもつ。

(一)順位　船舶債權者の先取特權は、他の先取特權と競合する場合は、他の先取特權に優先するが、各種の船舶先取特權が競合したときは、其の順位は右の八百四十二條

實例

①**先取權の順位**　債權者の總べてが十分に辨濟を受け得ない場合に、其の順位を定める。

(一)先取權が數回の航海に就いて生じた場合は、後の航海に就いて生じたものが、前の航海に就いて生じたものに優先する。

(二)同一航海に就き生じた先取權が競合するときの順位は、八四二條に從ふが、四・五・六號の債權者間にあつては、後に生じ

に掲げられた順序①に從ふ(八四條)。

(二)消滅　船舶債權の先取特權は、(イ)先取特權發生後一箇年經過した時、(ロ)船舶讓渡の際、先取特權者が一定の期間內に債權の申出をしない時、(ハ)八百四十二條八號の先取特權は、船舶が發航した時には消滅する(八四條)。

(三)船舶抵當權　登記した船舶は②抵當權の目的となり、且つ其の抵當權は屬具にまで效力が及ぶ。之には不動產の抵當に關する規定が準用される(八四條)。建造中の船舶③は、抵當權の目的となるが、登記をなし得ない船舶は、動產質權の目的とはなつても、抵當權の目的とはならない。

【演習】甲は八百噸の汽船と百二十石の帆船との二艘を以て金融を得ようとする。どういふ方法がとれるだらうか。

したものが、前に生じたものに優先する。

(三)同順位の先取特權者が數人あるときは、各債權額の割合に應じて辨濟をうける。

②**登記船舶**　登記した船舶も本來は動產のはずであるが、之を以て質權の目的とすることはできないと規定されてゐる。抵當に入れ得るからでもある。

③**建造中の船舶**　家屋は建造中のものは抵當權の目的とならないが、船舶は特に擔保として金融を得せしめることを認めた。

第五編　手形と小切手

第一章　總　則

第一節　手形の概念

一手形の意義　手形とは、金錢の支拂を委託し、又は支拂の約束をする文言を記載した要式の有價證券①をいふ。

手形の發行者(振出人)が、第三者に對して、受取人又は所持人に一定の金額の支拂を委託するのが**爲替手形**であり、振出人が自ら手形の取得者に對して、手形金額の支拂を約束するのが**約束手形**である。

手形は信用を基礎として、商人間に又技術的に發達し

實例

①**手形法**　從來商法第四編に手形の規定があつたのを、昭和五年國際間の手形法を統一する目的で成立せしめられた統一手形法が採用され、之に基づいて新らたに手形法が制定され、昭和九年一月から小切手法と共に實施された。最も技術的な難解な制度であるが、實物に就いて研究すると容易に理解できる。

て來たもので、其の取引上の金融・送金・代金取立などに利用される。割引[2]は金融の方法であり、荷爲替[3]は送金の手段に用ひられる如きである。

隨つて手形法は形式を重んじて、證券流通の圓滑と支拂の確保とを目標として構成せられる。

㈡ 手形の性質　手形は法律上次のやうな性質を有する。

(一) 完全有價證券性　一定金額の支拂を目的とする有價證券で、證券と其の表彰する權利とは、不可分的に結合して、權利の發生・移轉・行使は總べて證券によらなければならない。有價證券中最も完全なものである。

(二) 要式證券性　法定の記載事項は一定されてゐて、其の要件の一つを缺いても手形としての效力を生じない

②**割引**　手形の所持人が他人に之を讓渡して、手形金額から、滿期日までの利息や手數料を差引いて對價を得ることである。

③**荷爲替手形**　物品の賣主が買主を支拂人とし、運送中の物品を擔保として振出した爲替手形で、振出人は手形に貨物引換證を添へて銀行へ交付し、手形の割引を受けて賣買代金の取立をすることができ、銀行は貨物引換證によつて貨物の質權を取得し、手形が拂はれないときは、貨物を處分して辨濟を受け得る。

④**白地手形**　振出人が後日所持人に空白にした手形記載事項の一部を補充させる考で、未完成のまゝ、例へば被裏書人を空白にして記載しないまゝで流通される手形の如きで、其の空白の補充前にも完全な手形と同一規定によつて讓渡し得る。

⑤**手形の性質**　上記の外に指圖證券であること、呈示證券であること、受戻證券であること、などが說明される。卽ち禁止の文句のない限りは裏書讓渡ができる。期日に呈示して請求することを要する。支拂ひは證券と引換に爲すべきであることをいふ。

(手二條一項) 絕對的の形式を要する證券である。此の例外には、白地手形[4]があるが(手二條)、補充されれば、完全な手形となる。

(三) 不要因證券性　手形上の權利は、之を發行・所持するには借金・賣買代金の支拂のための如き原因はあつても、其の原因からは切り離されて、獨立の債權となる。卽ち原因關係がどうあらうとも、直接手形には影響を及ぼさないで、手形權利者は其の權利を主張し得る。

(四) 文言證券性　手形面の記載文言によつて、手形上の權利・義務の內容が定まり、記載なき材料によつて、記載を變更したり增減したりすることはできない。[5]

【演習一】 甲は乙から品物を買つて其の代金五百圓の支拂ひに金五百圓と記載した約束手形一通を振出した。然るに後日其の品代金が四百圓だつたことがわかつた。その時には手形は既に丙に讓渡され丙

から五百圓の手形金を請求された。甲は丙に對して四百圓なら支拂ふが、五百圓は支拂へないと拒絶し得られるか。

第二節　手形の通則

㈠手形行爲　手形行爲とは、手形上の債務の負擔を目的とする行爲で、振出①・裏書・引受・參加引受・保證の五種がある。手形に署名すること其の他一定の方式を要件とする書面行爲である。

手形行爲は、各、獨立して效力を生ずる。之を**手形行爲獨立の原則**②といふ。即ち同一の手形面に爲された署名で、他の或ものの手形行爲が無效であつたり、取消されたりしても、それがために影響を受けることなく、各、其の行爲によつて手形上の責任を負擔する。

㈡手形行爲の代理　手形行爲を代理するには、手形面に本人の爲めにすることを記載して、代理人自身が署名しなければならない③。代理權のない者及び代理權は有つても權限を超えて、本人のためにすることを記載して署名した者は、自ら手形上の責任を負ふが、支拂を爲せば本人と同一の權利を取得する（手形八條三項）。

㈢手形の偽造・變造　他人の名を偽つて手形に署名することを**偽造**といひ、署名以外の記載事項を權限なくして變更することを**變造**といふ。

(一)偽造の場合に、被偽造者は手形行爲者でないから責任を負はないし、偽造者は自己の署名がないから手形上の義務はない④。しかし偽造者・被偽造者以外の者のなした其の手形面の署名は、手形行爲獨立の原則によつて手形上の責任を負ふべきである（手形七條三項）。

實例

①**振出**　手形行爲中で、振出は創造する行爲で、之に次で他の手形行爲が行はれるのである。故に振出を基本的手形行爲といひ、他は振出しあつての既存手形に就いてなされるので、附屬的手形行爲である。

②**手形行爲の獨立**　同一手形面になされる裏書・引受・保證の如きは、各ゝ獨立して效力を生じ、引受の署名をすれば裏書が無效であつても、引受の效力に影響ないのである。裏書人は裏書したことによつて、他に關係なく裏書の責任を負ふのである

③**手形代理**　本人の名稱を記し且つ代理資格を附記して、代理人が自己の名稱を用ひて署名又は記名捺印する。例へば、支店長・支配人・親權者・後見人などの文字は代理と見られ、法人の場合は理事・社長・取締役・無限責任社員と認めれば代表資格を意味する。商行爲の代理には本人を示さないでよいとする例外である。

④**偽造手形**　偽造者は手形上の

(二)變造者は、之に署名して居なければ責任を負はないが、署名したときは、其の變更した手形の文言に從つて責任を負ふべきである。他の署名者は、變造⑤後の署名ならば變造された文言に從つて責任を負ひ、變造前の署名ならば原文言に從つて責任を負ふのである(手六條)。

【演習二】甲會社の支配人乙は、會社を代表して約束手形を振出す時に、會社支配人たることを記さずに個人名義だけ署名して丙に渡した。丙は期日に之を以て會社に手形金の支拂を求め得られるか。

(四)手形抗辯　手形上の權利者が、其の權利を行ふ場合に、手形上の債務者が、其の請求を斥ける反對權が手形抗辯⑥である。手形法は、此の抗辯を無制限に主張することを許さないで、手形の流通强化を圖つてゐる。

(一)人的抗辯⑦　手形債務者と之を請求する權利者との

責任は負はないが、別に不法行爲者として、又刑事上の責任を負ふこととなる。

⑤**變造**　權限なくして手形文言に不法に變更を加へることである。手形を相手に交付した後でも、利害關係全員の承諾があれば變更はできるが、文言の記載者でも單獨に變更する權限はない。

⑥**手形抗辯**　手形債權を、なるべく手形面に表はれた記載事項以外の事情で動かさない目的で組み立てられた、技術的の理論である。不要因證券の性質から

個人間の關係から生ずる抗辯である。例へば、其の權利者甲が、其の義務者乙に對しては、支拂を免除したことがあるとか、或は乙が賣買代金支拂のために、甲に手形を振出したが、賣買契約は無效になつたとか、又は延期承諾・相殺の如きことが、當事者甲乙間にあるといふ場合の抗辯である。此の抗辯は、當該當事者間にのみ主張し得るのであつて、直接關係のない他の權利者丙に對しては、乙は主張できない(手形二條一項)。

(二)物的抗辯⑧　特定の當事者に限らず、一般の手形所持人に對して主張できる抗辯である。(一)手形が法定の形式を缺いてゐるとか、手形債權が時效にかゝつたとかいふやうな、手形法の規定から生ずる抗辯と(二)手形が無權代理人によつて爲されたとか、既に支拂濟みであるとか

生ずるのである。

⑦**人的抗辯**　手形の取得者に對しては、手形面に記載してある文句以外の主張をさせないのであるが、各當事者間では、手形面記載以外の人的抗辯を認めてあまりに手形にのみ拘泥し過ぎさせないやうに衡平を圖つたのである。

⑧**物的抗辯**　手形面の記載から當然に生じて來る抗辯で、上記の(一)(二)とも手形債務者に此の抗辯を許しても、手形の取得者は、手形上の權利を得る際に、注意深くすれば、かゝる抗辯をされ

いふやうな民法一般の原則から生ずる抗辯とがある。

(三)惡意の抗辯⑨　手形所持人が其の債務者を害することを知りながら、手形を取得した者であれば、之に對しては人的抗辯を主張し得る(手形二七條一項一號)。

【演習三】 約束手形所持人丙は、手形振出人甲に對して手形金の請求をしたところ、元來此の手形は甲が乙に對してたゞ名義上振出してやつただけで、最初から甲乙間には金の支拂ひを要しない契約の手形なのだから、之を支拂ふわけには行かないと拒絶した。甲の此の主張は正しいか。

㈤手形時效　手形上の債務者は、極めて嚴重な責任を負ふのであるから、法律關係を永く不定の狀態に置くことは酷である。そこで特に短期時效を定めてゐる。(一)爲替手形の引受人、約束手形の振出人に對する請求權は滿期日から三年(二)手形所持人の前者及び爲替手形の振出人に對する請求權は、拒絶證書作成の日から一年(三)裏書人の他の裏書人及び振出人に對する請求權は、自分が其の手形の受戻しをした日から六箇月⑩を以てそれ〴〵時效にかゝつて消滅する。

㈥利得の償還　手形上の權利が、手續の欠缺又は時效によつて消滅したときでも、所持人は振出人・引受人又は裏書人に對して、其の者の受けた利益の限度に於て、償還の請求をすることができる(手形七五條)。手形法の嚴格性から生ずる權利消滅を緩和⑪するのである。

㈦期日及び期間　手形法上の法定休日は、祭日・祝日・日曜日其の他の一般の休日である(手形八七條)。滿期日が法定の休日に當る場合は、之に次ぐ第一の取引日まで請求を爲し得ない(手形三八條一項・七七條九號)。末日を法定休日とする一定期間內に、手形

ないやうに爲しうべきであるし萬一不注意や、取調べの不十分のため、かかる抗辯を受ける手形を取得して、保護されなくとも致し方はない。

⑨**惡意の抗辯**　人的抗辯を當事者以外に許さぬこととすれば、之を利用して手形債務者に不當の損害をかける者が出る。之を防ぐために不道德者を取締るために、かゝる場合には人的抗辯を許すこととした。

⑩**時效中斷の特則**　手形の裏書人が前者たる裏書人及び振出人に對する手形上の請求權の消滅に就いては、其の者が訴を受けた場合だと、訴を受けた旨を前者に通知すれば、時效は中斷する。其の裁判が確定してから時效が進行することになるから上記の短期時效も訴訟になると中斷されるであらう。

⑪**利得償還**　手形が原因關係と切り離されてゐるので、一千圓の手形債務が時效で消滅したとき、振出人或は裏書人は、其のために物品代金なり借金なりの一千圓の手形を渡すに至つた、原因たる裏の債務までを免れることになるのでは衡平を失するから、手形債務としては消滅し

上の權利の實行又は保全に關する行爲をなすべき場合には、期間は滿了に次ぐ第一の取引日まで之を延長するが、期間中の休日は之を期間に算入する（手形三條、民法一條一項）。

第二章　爲替手形

第一節　振出及び方式

㈠振出の要件　振出は手形の發行であつて、振出人が法定の必要事項を記載した書面を作成して、之に署名した上讓渡する行爲をいふ。振出によつて手形關係が創設され、取引者間を轉輾する基礎となるのであるから、其の必要的記載事項は一定されてゐる（手形一條）。

(一)手形文句　證券作成に用ひた言葉で、「爲替手形」なることを示す文字を示さなければならない。

(二)一定の金額　手形の金額①は、「金何圓」といふやうに一定することを要する。たゞ一覽拂又は一覽後定期拂の手形には、券面に利率を示して利息附②なる旨を記しても差支ない（手形一條）。

(三)單純なる支拂委託文句③　振出人から支拂人に對する支拂委託文句の記載が必要である。之は單純であつて條件や制限を附けてはならない。

(四)支拂人の名稱　支拂人は爲替手形の宛名人で、其の人の氏名又は商號を記載すべきである。振出人は自己を支拂人と記載することもできる（**自己宛手形**④）。

(五)滿期の表示　滿期卽ち手形金額の支拂はるべき日を記載⑤すべきである。一覽拂・一覽後定期拂・日附後定期拂・確定日拂の四種ある（手形三條）。滿期の記載がない手形は一

實例

①**手形金額**　一定なることを要し、金五千圓也、¥5,000と重復して書かれたときは、文字で書いた五千圓が手形金額とされる。

②**利息文句**　一覽拂と一覽後定期拂の手形に限つて利息附が許されるが、利率が記してないと利息文句の記載はないものとされる。これ以外の手形には利息文句を記しても、其の記載はないものとされる。

③**單純なる支拂文句**　「何品と引替に支拂へ」といふやうな條件や制限をつけず、單に「御支拂相成度候」とだけでなくてはならぬ。

④**自己宛手形**　銀行の本店から支店へ宛てて振出し、支店をして支拂はしめる場合の如きをいふ。

⑤**滿期**　(一)一覽拂は「一覽ノ日」と記し(二)一覽後定期拂は「一覽

覽拂のものと看做される(手二條二項)

(六)支拂地の表示　手形金額の支拂はるべき土地の表示である。[6] 市町村の如き獨立の最小行政區劃を示せばよい。支拂地の記載がなくとも、支拂人の名稱に附記された肩書地があれば、それが支拂地と看做される(手二條二項)。

(七)受取人の名稱　支拂を受け又は之を受ける者を指圖する者の名稱である。振出人は自己を受取人として(自己受手形)振出すこともできる(手二條二項)。

(八)振出の日附及び振出地　振出の日附は、實際の振出の日と異つても差支ない。又振出地の記載がなくとも、振出人の肩書地があれば振出地と看做される。

(九)振出人の署名　署名[7]には記名捺印をも含む。

【演習一】 甲は乙に對して物品代金支拂のため約束手形を發行するこ

ノ日ヨリ何日ヲ經過シタル日」と記し(三)日附後定期拂は「振出シノ日ヨリ何日ヲ經過シタル日」と記し(四)確定日拂は「昭和十七年一月十日」と記載する如きである。

⑥**支拂地の表示**　東京府では不可。必ず東京市とすべきである、區・町・丁目・番地まで記載するには及ばない。

⑦**振出人の署名**　署名とは自己の氏名を自分で筆書することである。捺印は必しも必要ではないが、氏名を印刷若しくはゴム判などで押した場合は記名であ

表書ノ金額　藤原義雄　殿又ハ
其指圖人ヘ御支拂相成度候也
(目的又ハ附記)
引受及支拂各拒絶證書作成ノ義務ヲ免除ス

大原健一

住所　東京市神田区神保町壱丁目壱番地

昭和弐拾年七月拾日

表書ノ金額
其指圖人ヘ御支拂相成度候也
(目的又ハ附記)
引受及支拂各拒絶證書作成ノ義務ヲ免除ス

住所　殿又ハ

第壱號

爲替手形

金參萬圓也

支拂期日　昭和拾弐年　九月　五日

支拂地　東京市

支拂場所　株式會社帝國銀行

振出地　東京市

右金額　大東建一　殿又ハ其指圖人ヘ此爲替手形引換ニ御支拂相成度候也

引受拒絶證書作成ノ免除ス
支拂拒絶證書作成ノ免除ス

昭和拾弐年　六月參拾日

住所　東京市牛込區矢來町壱番地

陸軍英藏

住所　東京市神田區神保町壱丁目壱番地

陸軍家正

昭和拾弐年　六月參拾日

東京市神田區神保町壱丁目壱番地

陸軍家正

注意　利息ハ一箇月二錢ノ割ニ付之ヲ記載スルコトヲ得
拒絶證書作成ノ免除ヲ免除スル場合ハ下方ニ記名捺印スルコト

引受

番號	
支拂地	東京市
振出日	昭和拾弐年　六月　拾日
振出地	東京市
支拂期日	昭和拾弐年　九月　五日
受取人	大東建一
支拂人	陸軍家正
金額	30,000,000
摘要	

製品㊥保證

表書ノ金額

其指圖人ヘ御支拂相成度候也

（目的又ハ附記）

引受及支拂各拒絶證書作成ノ義務ヲ免除ス

住所 [illegible]市神田区神保町[illegible]

大原健一

昭和拾弐年七月拾日

殿又ハ

表書ノ金額

其指圖人ヘ御支拂相成度候也

（目的又ハ附記）

引受及支拂各拒絶證書作成ノ義務ヲ免除ス

住所

昭和　年　月　日

殿又ハ

表書ノ金額

其指圖人ヘ御支拂相成度候也

（目的又ハ附記）

引受及支拂各拒絶證書作成ノ義務ヲ免除ス

住所

昭和　年　月　日

殿又ハ

表書之金額正ニ受取候也

住所

昭和　年　月　日

昭和　年　月　日

表書ノ金額

其指圖人ヘ御支拂相成度候也

（目的又ハ附記）

引受及支拂各拒絶證書作成ノ義務ヲ免除ス

住所

殿又ハ

昭和　年　月　日

表書之金額正ニ受取候也

住所

昭和　年　月　日

ととしたが、近隣から手形用紙を求め得なかつたので、普通の洋紙に手形要件を認めて振出した。乙は之を丙に裏書讓渡しようとしたら、丙はこんな紙片では手形の効力がないといはれた。甲の住所とは隔つて居るので書き替へてくれと請求しないうちに、期日が來てしまつた。果して手形金は請求できないものであらうか。

㊁任意記載事項　手形は絶對の要式證券であるから、手形法に規定する事項でなければ、之を記載しても手形上の效力を生じないのであるが、手形の本質に反しない限り、**要件外の事項**でも、之を手形に記載すれば、特別の效力を生ずる事項がある。(一)豫備支拂人⑧(二)支拂擔當者(三)支拂場所⑨(四)裏書の禁止(五)支拂拒絶證書作成免除などの記載が之であり、又利息の約定、複本たることを示す文字も之に加へ得る。⑩

㊂振出の效力　手形の振出によつて、受取人は手形上

⑧**豫備支拂人**　支拂人が引受又は支拂を拒んだときに、第二次的に引受又は支拂をなすものとして手形に記載されたもの。

⑨**支拂場所**　支拂地内の支拂がなされる場所で、町名・丁目・番地など地點がわかるやう記載するのがある。

⑩**關係なき事項**　通常手形には發行番號や、手形控との間の割印などがあるが、此の記載や捺印は手形關係に影響はなく、又るから自己の印鑑を押捺して、記名捺印としなくてはならぬ。

の權利を取得し、振出人は受取人及びそれから手形を取得した後者全員に對して、手形の引受及び支拂を擔保する義務を負ふ(手九條一項)。

第二節　裏　書

㊀裏書の意義　手形の所持人が手形の表彰する權利を他人に讓渡するがために、法定の方式に從つてなす手形行爲である。裏書以外の方法でも讓渡し得るが、裏書は特別の效力があつて、之によつて手形の流通に便宜ならしめる。たゞ振出人が特に裏書を禁止したときは、此の方法に依ることを得ない。

㊁裏書の要件　裏書は手形補箋又は謄本に被裏書人の名稱を記載して、裏書人が署名するのを原則とする。之を**記名裏書**①といふ。被裏書人を指定しないで、單に裏記載があつても手形が無效ともならない。

實例

①記名裏書の例

表書ノ金額伊藤一郎殿又ハ其指圖人ヘ御支拂相成度候也
東京市神田區旭町二番地
佐藤發郎㊞
昭和十六年十月一日

表書ノ金額高橋二郎殿又ハ其指圖人ヘ御支拂相成度候也
東京市本郷區眞砂町一番地
伊藤一郎㊞
昭和十六年十月三日

表書ノ金額齋藤收三殿又ハ其指圖人ヘ御支拂相成度候也
東京市麹町區五番町五番地
高橋二郎㊞
昭和十六年十月四日

書人の署名だけで爲すこともできる。之を**白地裏書**又は無記名裏書といふ。

白地裏書②の手形は、所持人が(一)自己の名稱又は他人の名稱を以て白地を補充することができ、(二)白地式により又は他人を表示して更に手形を裏書することができ、或は、(三)白地を補充せず、裏書もしないで手形を第三者に讓渡することもできる(手二條二項)。

裏書は、單純にして無條件でなければならない。裏書に條件を附けても、それはないものと看做される(手一條)。又手形金額の一部に就いて爲した一部裏書は無效である。

㊂特殊の裏書　裏書は前述した如く、手形上の權利讓渡に用ひられるのであるが、(一)手形金額の取立を委任するためになされる取立委任裏書③(二)質權設定のためになされる取立委任裏書③(二)質權設定のためになされる取立委任裏書③(二)質權設定の

される質入裏書(三)被裏書人から逆に振出人などの債務者に對して爲す戻裏書(四)滿期後に爲す期限後裏書の如き特殊の裏書がある。

(125) 裏書の效力　裏書には、次の如き效力が與へられる。

(一) 移轉の效力　裏書によつて、手形の表彰する一切の權利が、裏書人から被裏書人に移轉する(手二條一項)。

(二) 資格授與力　裏書によつて、被裏書人は手形上の權利を行使する形式的な資格が與へられる。④ 即ち被裏書人は、別段に自分が正當な權利者であることを證明しないで權利の行使ができる。裏書が此の效力を有するためには、最初の裏書人から現在の被裏書人に至るまで裏書が形式的に連續してゐなくてはならない。抹消された裏書は、裏書の連續に就いては、其の記載のないものと

③取立委任裏書

表面ノ金額取立ノ爲第百銀行殿又ハ其指圖人ヘ御支拂相成度候
東京市芝區二本榎町五番地
齋藤收三郎㊞
昭和十六年十一月一日

として取立を銀行に委任できる但し此の裏書は取立のためであつて讓渡ではない此の裏書人は依然として手形權利者である。取立被裏書人は、訴訟當事者にはなれないが、取立のためにだけは更に裏書はできる。

④手形の取得　手形の現在の所持人が裏書の連續によつて、自分が權利者であることを證明す

看做される(手六條一項)。

(三) 擔保的效力　裏書人は、裏書によつて、其の後者全體に對して手形の引受と支拂とを擔保せしめられる。即ち手形の引受又は支拂が拒絶された場合には、裏書人は之が償還に應ずべき義務を負ふのである(手二條一項)。

【演習二】 甲は取引先の乙から商品代金八百圓のうち、三百圓を現金で五百圓を爲替手形に乙の裏書があるもので請取つたところ、支拂期日に其手形の引受人丙が破產して支拂能力がなくなつたことがわかつた。甲は此の手形をどうすればよからうか。

第三節　引受

(一) 引受の意義　爲替手形の支拂人が、自ら手形金額の支拂義務を負ふ手形行爲である。爲替手形は、振出人が支拂人に對して支拂を委託するに止まるから、支拂人がれば、其の手形が假りに前者中に盜難・紛失などで占有を失つたものがあつても、其の者から手形を返還してくれと請求は受けない。尤も所持人に惡意又は重大な過失があれば、此の限りでない。即ち惡意重過失のない手形の所持人は、前者が無權利者であつても、手形上の權利を取得するのである。かくして手形取引の安全が計られる。

實例

①引受　爲替手形の信用は、支拂人が支拂ふか否かに存する、滿期日になるまでに、それが確

之に應じて、支拂を引受①けることによつて始めて債務を負ふのである。

㈡引受の手續　引受は、次の如き手續でなされる。

(一)引受のための呈示　手形の所持人は、滿期の前日までに手形を支拂人に呈示②して、之が引受を求めることができる(手形三條)。併し例外として滿期前でも振出人又は裏書人が、呈示期間を指定したらそれに從ふべきである(手三條二項)。又一覽後定期拂の手形は、其の日附から、一年內に呈示しなくてはならない(手三條一項)。

(二)引受の熟慮期間　支拂人は、引受の呈示を受けた場合に、直ちに之を引受けないでもよろしい。一日の考慮期間③が與へられる。即ち第一の呈示の翌日に第二の呈示を爲すべきことを、所持人に請求することかできる(手形二條二項)。

定しなければならない。引受は N に應ずる制度で、引受によつて滿期に支拂ふ確定的の義務を負ふ。

②**呈示**　引受の呈示・支拂の呈示がある。呈示は所持人の權利で義務ではない。たゞ振出人・裏書人が期間を定めて呈示することを要求したり、呈示を禁止する旨を手形に記載したら、それに從はなくてはならない。

③**考慮期間**　振出人から豫め話がないと、支拂人は突然呈示されても、即座に引受けられない。振出人との取引關係など調査し

之は支拂人に調査照會などの機會を得せしめて、引受拒絕を少なからしめるためである。

(三)引受の要件　引受は、爲替手形面に「引受」其の他之と同一の意義の文字を記載して、支拂人が署名しなくてはならない。之を**正式引受**④といふ。又手形の表面に支拂人の單なる署名だけあるときは、之も引受と看做される。**略式引受**といはれる(手三條)。

引受は單純なることを要する⑤。支拂地や滿期日のごとき手形記載事項に變更を加へた引受は(不單純引受)は引受拒絕とされる。但し手形金額の一部引受は有效⑥であつて、其の殘額に就いて引受拒絕となる(手形三六條)。

㈢引受の效力　引受によつて支拂人は、引受人として手形の主たる債務者となり、滿期に手形の支拂をなす義

て、引受けてもよいとの確信を得るための準備期間である。所持人は、手形を持ち歸つて、第二の呈示をなすことができるわけである。

④**正式引受**　爲替手形用紙表面の一部に引受欄があつて、そこへ署名すれば正式引受となるやうに作成されてゐる。

⑤**引受の日**　之を認めることは引受の要件ではないが、一覽後定期拂の如きは、日附が必要である。呈示の日附でなくして、引受の日附を記すべきである。

務を負ふ。引受人が支拂はないで、裏書人・振出人などが所持人に對して償還義務を果したときは、これらの者の償還請求に應じて、一定の金額を支拂ふ義務がある（手形六條）。尚不單純引受をした引受人は、其の引受の文言に從つて責任を負ふこととなる（手形二條但書）。

【演習三】甲は乙に對して爲替手形を呈示して引受を求めたところ、一日待つてくれといはれた。翌日乙から慥に引受けた旨の電報が來た、甲はこのまゝ捨ておいても、手形の效力はあるだらうか。

第四節　保　證

㊀保證の意義　手形保證①は、手形上の債務を擔保するための從たる手形行爲である。手形債務の履行を確保して、手形の信用を厚くするための制度である。併し實例は甚だ少い。②

㊁保證の方法　(一)手形・補箋又は謄本に「保證」又は之と同一意義の文字を記載して、誰人のためにするかを示して保證人が署名する**正式保證**（手形二條一項）と、(二)手形の表面に振出人・支拂人以外の者が署名だけしたのを保證と看做される**略式保證**とある（手形三條二項）。

㊂保證の效力　保證人③は、一般の保證と異つて其の保證した主たる債務者と同一の責任を負ふ（手形三條一項）。主たる債務が形式上存在すれば、實質上は無效であつても、保證人は責任を負はなければならない（手形三條三項）。

保證人が支拂をすれば手形上の權利を取得する（手形三條四項）。

【演習四】甲は爲替手形の引受人乙のために手形保證をして手形面に署名した。後日乙は其の手形の所持人丙から支拂を請求されたが拒絕したので、甲は責任上之を支拂つた。甲は其の損失をどうすれば償へようか。

⑥**一部引受**　支拂人が手形金額の全部でなく一部だけならばと承知して引受る場合がある。此の時は不單純引受であるが、引受拒絕とされず引受けた部分だけは有效とする。

實例

①**保證**　手形保證は、保證人の單獨行爲で、契約によるのでないことと、手形關係に對するもので個人に對するものでないこととが民法の保證と異る。

②**隱れた手形保證**　表面上手形に保證をすることは、一方手形の不信用をも表すこととなる。然し確な人の裏書・引受等は手形の信用を增すので、內々で保證の目的を達し得られる。これらは隱れた保證である。手形保證の少い理由である。

③**一部保證**　保證人は手形關係に加はつてゐない人がするのが原則だが、既に手形に署名した者でも保證することはできる。尚手形金額の全部でなく、一部だけの保證をすることも許される。

第五節　支　拂

㈠支拂の意義　手形の支拂[1]は、支拂人・引受人が手形と引換へに手形金額を手形所持人に給付して、手形關係を消滅させる行爲である。

㈡支拂の爲めの呈示　手形の支拂を受けるには、手形所持人は、手形を支拂人又は引受人に示[2]して、支拂を求めなくてはならない。之が支拂呈示である。確定日拂・日附後定期拂又は一覽後定期拂の手形の所持人は、支拂をなすべき日又はこれに次ぐ二取引日内[3]に呈示すべきである（手形二六條）。一覽拂手形は、振出日附から一年内に支拂呈示すべきを原則とする（手形二三條）。手形交換所に於ける手形の呈示も支拂の呈示としての效力を有する（手形二六條）。

此の呈示は、前者に對する償還を求める要件[4]であつて、

實例

①**支拂**　支拂の確實が手形の生命で、之あるがために流通して恰も紙幣の如く轉輾し得る。支拂によつて手形關係は終了する

②**呈示の場所**　手形に指定した場所がなければ、支拂人の營業所・住所又は居所である。尙呈示の場所に至つたが支拂人が不在の場合は支拂呈示はあつたものとされ、面會不能は適法の呈示に對して拒絕と看做される。

③**二取引日**　支拂期日が金曜日であれば、日曜日は取引日でないから、當日たる金曜日、翌土

呈示がなくとも引受人は時效にかゝるまでは支拂の義務がある。

㈢支拂　滿期に呈示を受けて支拂人が現實に支拂をなせば、惡意又は重大なる過失のない限り、手形上の責任は免れる（手形四〇條三項）。注意すべきことは、手形の形式である。即ち所持人は、連續した裏書[5]の最後の被裏書人であるか否かを**調査する義務**がある。併し實質に立ち入つて裏書人の署名が正當であるか否か、現に支拂を求める者が、眞正の權利者であるか否かを調査する義務はない（手形四〇條三項）。

支拂人は支拂をなすに當つて、所持人に對して手形に受取を證する記載をなした上、手形を交付すべきことを請求し得る。又一部の支拂ひをも爲し得る。此の場合には、所持人に對して手形上に其の旨を記載すること及

曜日及び月曜日のうちに呈示すればよいこととなる。

④**償還の要件**　手形所持人が、債務者を履行遲滯に付し、又は時效中斷するには呈示が必要だが、特に、遡求權を行使するには、法定期間内に支拂呈示をしなくてはならない。之を怠れば前者に對する遡求權を失ふ。

⑤**裏書の連續**　甲乙丙丁と被裏書人となり、順次整然と連續してゐなくてはならない。もし其のうち乙は被裏書人とはなつてゐるが、次の裏書人になつてゐないで、丙が裏書人となつてゐ

び受取證書の交付を請求することができる(手形第九條)。

滿期日前には、手形は流通してゐるので、支拂を請求されることはないが、手形の所持人が同意すれば、之を支拂ふことはできる。但し支拂の受領を強制することはできないし、其の支拂の危險⑥は支拂人が負擔しなくてはならない(手形第一〇條第三項)。

【演習五】額面五千圓の爲替手形の所持人乙は支拂期日に支拂人甲に對して手形を呈示して支拂を求めたところ、甲は三千圓だけしか支拂へないといつた。之を受取つてもいゝだらうか。受取つたら、其の後どう處置すればよいか。

第六節　遡求

一　遡求の意義　手形の引受又は支拂が拒絶されたとき、又は支拂を受ける望みが著しく減じたときに、所持人が振出人又は裏書人などの前者に對して、一定の請求をなし得ることが認められる①。例へば支拂拒絶の場合に、所持人が其の前者に對して手形金額の償還を請求することができる。其の償還をした者は②更に自己の前者に對して同樣の請求をなし得る。かくして振出人にまで遡る。かくの如く請求が下から上へとさかのぼるので、之を**遡求**といひ、遡求し得る權利を**遡求權**といふ。

二　遡求の要件　手形の所持人が遡求をなし得べき場合の實質的要件は、(一)滿期に支拂のないこと、(二)滿期前に(イ)全部又は一部の引受拒絶のあつたとき、(ロ)引受人若しくは支拂人の破產・支拂停止又は其の財產に對する强制執行が效を奏さない場合、(三)引受の呈示を禁じた手形の振出人が破產した場合などである(手形第五條)。

以上の要件があるときは、次に述べる一定の手續を經

なし得ることとなる。

⑥**無權利者への支拂**　滿期の折は、所持人が形式的に最後の被裏書人であれば、支拂人に惡意又は重大な過失がなければ、眞正の權利者でない所持人に支拂つても、責任を免れるが、滿期前の支拂は、眞の權利者に拂つたのでなければ、眞の權利者に對して尙支拂義務がある。

實例

①**償還請求**　甲が振出人となつて、乙に手形を振出し、乙から丙に丙から丁にと裏書されたとすれば、甲乙丙は丁に對し、甲乙は丙に對し、甲は乙に對し、それ〴〵手形の支拂を擔保する。故に手形が支拂はれず、或は引受が拒絶されれば、逆に丁から丙、丙から乙、乙から甲と前者に對して手形金の支拂を求めるのが償還請求である。卽ち振出人・引受人・裏書人・保證人などは所持人に對しては皆債務者で、手形上の責任を合同して負うてゐる。其のうちの一人が後者に辨濟しても、手形關係は消滅しない。主たる債務者の支拂があるまでは存續する。

②**償還者**　後者に對して償還し

て遡求權を行使し得る。

㊂拒絶證書の作成　引受又は支拂が拒絶された場合には、公正證書たる引受拒絶證書又は支拂拒絶證書を作成して之を證明する。但し振出人・裏書人・保證人の如き償還義務者が、豫め拒絶證書の作成を免除③したときは、拒絶證書なしに遡求權を行ひ得る。又引受拒絶證書が作成されてゐれば、支拂が拒絶されても、改めて支拂拒絶證書を作成するに及ばない。

拒絶證書の作成④、並びに作製期間⑤に就いては、それ〴〵規定がある（手形百四條）。

㊃遡求の通知　遡求權を行使するには、手形の所持人は右の拒絶證書作成⑥の日に次ぐ四取引日内に、自己の裏書人と振出人とに對して、引受拒絶又は支拂拒絶のあつ

た裏書人は、手形を受戻して、實質上の權利者となるから、後者の裏書を抹消して形式上の權利者となる。

③**拒絶證書作成免除**　手形の面上に「拒絶證書の作成を免除す」る旨の文言を記載して、免除者が署名するのである。之を振出人が記載したときは、一切の署名者に效力があるが、裏書人の記載したときは其の署名者に對してだけ效力を生ずる。

④**拒絶の立證**　引受又は支拂が拒絶されたことは、引受拒絶證書、又は支拂拒絶證書以外の方

たことを通知しなくてはならない。通知を受けた各裏書人は、其の日及び之に次ぐ二取引日内に前の通知者全員の名稱及び宛所を示して、之を自己の前者たる裏書人に通知して、順次に振出人に及ぶこととなる（手形百五條）。

㊄償還金額　滿期に支拂のなかつたために、所持人が蒙つた損害額の總べてを償還すべきであるが、其の損害額は個別的であり又過大となることを恐れて、償還すべき金額は、左の如く限定される。

(一)手形所持人は、(イ)手形金額、(ロ)滿期以後の年六分の割合の利息(ハ)拒絶證書作成費用・通知費用（手形百八條）。

(二)償還をなして手形を受戻した者が前者に對しては、(イ)自己が後者に支拂つた總金額(ロ)之に對する年六分の割合の支拂期日後の利息(ハ)其の支出した費用（手形百八條）。

法では、これを證明することはできない。（手四四條）

⑤**償還請求權の喪失**　手形の所持人が呈示期間、又は拒絶證書の作成期間を徒過すると、償還請求權を失ふ。但し引受人だけは右期間を過ぎても責任を負ふので、時效によつて消滅しない限りは請求される。

⑥**拒絶證書作成**　拒絶證書は執達吏又は公證人の作成になる公正證書である。之に依賴して作製してもらはねばならぬ。

⑦**償還請求の通知**　通知の方法

㈥償還の方法　償還を請求された者は、償還金額の支拂と引換に手形・拒絶證書・償還計算書の交付を請求できる（手形四〇條一項）。之をもつて更に前者に償還を請求するのである。一部引受の場合は、償還者は殘額のみを支拂ふのであるから、手形の交付請求はできない。所持人をして償還した旨を手形に記載せしめて、受取證書の交付を請求することができる。尚前者に償還を請求するために、手形の證明謄本と拒絶證書の交付を請求できる（手四二條）。

償還請求の便法として、遡求權を有する者が、其の前者の一人に宛てて其の者の住所を支拂地とし、償還金額を手形金額として振出した一覽拂の新手形を振出すことができる。**戻手形**といはれる。⑧此の手形を銀行で割引して遡求金額を入手し得る（手形四三條）。

は法律に定めてはない。被通知人に到達する方法なら足りる。郵便に付しても、執達吏に委任してもよろしい。此の通知を發しなくとも、前者に對して償還義務不履行による損害金の請求權を失ふわけではない。たゞ損害があつたとき之を賠償せねばならぬことがあるだけである。

⑧**新手形の發行**　償還するには必しも現金を支拂ふべしとの制限はない。手形債權消滅の方法を講ずればよいので、新に手形を振出して舊手形の債務を消滅せしめることもできる。

【演習六】甲が振出人、乙が受取人、丙が支拂人として引受けた爲替手形が、丁戊の順序で乙から裏書讓渡されて流通してゐたが、滿期に丙が支拂を拒絕した。戊は如何にして遡求手續をとればよいか。

第七節　參　加

㈠參加の意義　參加とは、手形が引受拒絕又は支拂拒絕となつて信用を失ひ、遡求權を行使される狀態となつた場合に、支拂人以外の第三者が介入して、引受又は支拂を爲して、遡求權の行使を阻止する行爲①をいふ。參加する者を**參加人**、參加せられる遡求義務者を**被參加人**といふ。

㈡參加引受　引受或は支拂が拒絕された場合に、手形面に記載された豫備支拂人②其の他の第三者が引受ることである。手形に支拂地に在る豫備支拂人が記載さ

實例

①**參加**　參加引受は榮譽引受、參加支拂は榮譽支拂といはれて遡求權の行使による費用を節約し、所持人の利益を簡便に保護して手形の信用を維持するために設けられた制度であるが、實際は殆んど行はれてゐない。

②**豫備支拂人**　參加をなすべきものとして手形に豫じめ記載された者である。此の者が手形の

れてゐる場合には、所持人は之に手形を呈示して引受が拒絶された場合でなければ、前者に向かつて償還の請求はできない。豫備支拂人以外の第三者③は、任意に參加できるが、所持人は此の參加引受を拒絶することを得る(手形六三條)。

參加引受④は、之を手形面に記載して、參加人が署名すべきである。此の場合に、被參加人を表示しなければ、振出人のためにしたものと看做される(手形六三條)。

參加引受人は、所持人及び被參加人の後者に對して、被參加人と同一の義務を負ふ。

㈢參加支拂　支拂が拒絶された場合に豫備支拂人・參加引受人又は第三者が手形に就いて支拂⑤を爲すことである。

參加支拂があつたときは、所持人は被參加人を表示して手形上に受取を記載して之を證明しなければならない。手形は參加支拂人に交付すべく、拒絶證書を作らしめたときは、之をも交付しなくてはならない(手形六三條)。

參加支拂人は、其の手形上の權利を取得する。併し更に裏書して流通させることはできない(手形六三條)。

第八節　複本と謄本

㈠複本　複本は同一の手形關係を表彰するために振出された數通の同一內容の手形の各通である①(手形六四條)。

複本は各通とも同格で、正副・主從の差はない。其の數通を以て一箇の權利を表彰するのであるが、各通とも完全な手形で、一通によつて流通され又一通にて、引受呈示支拂呈示をなすことを得る。

複本は各同一內容で且つ複本たることを明らかにす

支拂地と同一地に住所があれば同地豫備支拂人、異るときは異地豫備支拂人といふ。豫備支拂人を指定し得る者は、振出人・裏書人・保證人である。

③參加人　參加人が第二次的に引受をすれば、參加引受人、支拂をすれば參加支拂人である。豫備支拂人は豫定された參加人であるが、後になつて引受人以外の者は誰でも參加できる。

④參加引受　參加引受は手形に其の旨を認めて署名するのであるが、支拂人が全部の引受をすれば、參加引受は發生しない。

⑤參加支拂　手形の所持人は、引受と異つて參加支拂は誰人がなしても之を拒むことはできない。若し之を拒めば其の支拂によつて義務を免れるはずの前者に對して遡求權が無くなる。

實例

①複本　手形は一通發行が本來であるが、之が引受を求めるため、遠隔の地に送付するやうな場合に、一方手形上の權利を讓渡することは不可能になるし、又一方では紛失・盜難などの危險もあるので、之に備へて一つの權利關係に數通の複本を作る制度が認められる。通常外國送

るため、證券の文言中に番號を附けなければならぬ。[2] もし之を缺くときは、各通は各別の手形と看做される（手形六五條）。

複本は其の一通に對して支拂があれば、他の手形は效力を失ふ。併し支拂人は、引受をなした各通で返還を受けないものに就いては責任を負ふ。

引受のために複本の一通を送付したものは、他の各通にその一通を保持する者の名稱を記載すべきであり、此の記載ある副本の正當の所持人は、送付複本の返還を請求し得る（手形六六條）。

㈢ 謄本　謄本は手形原本の寫しであつて、手形自體としての效力はない。[3] 手形の原本を引受のために送付してゐる間に、手形の流通を圖るために作成されて、裏書・保證の用に供するのである。

金の場合に用ひられる。

②複本の發行　一通限りで振出す旨の記載のない手形だと、所持人は其の費用を以て複本の交付を請求し得る。甲乙丙丁と流通したとき、丁が複本を請求するには、丙に丙は乙に乙は甲に、と順次前者に請求して、其の協力を得て振出人甲に及ぶ。而して複本は又甲から順次に最初の裏書と同じ裏書を再記して、所持人に渡すのである。

③謄本の效力　謄本には裏書又は保證ができる。其の方法と效力は原本に爲した場合と同樣で

手形の所持人は、謄本を作る權利がある。而して謄本には裏書其の他原本に掲げた一切の事項を正確に寫して其の末尾に「以上原本謄寫」の如き文言を入れておかなくてはならない（手形六七條）。

謄本には、原本[4]の保持者を表示すべきであつて、其の者は謄本の所持者に對して、原本を引渡さなくてはならない（手形六八條）。

第三章　約束手形

㈠ 約束手形の意義　約束手形は、振出人自身が一定の手形金額を支拂ふことを約束する文言を認めた手形である。

約束手形の振出人は、最初から自分が支拂を約束する[1]

ある。引受は爲し得ない。原本の署名者に對して手形上の權利を行使するには、謄本だけではできない。

④原本裏書禁止　原本に「爾後裏書は謄本に爲したるもののみ效力を有す」と記載すれば其の後原本に爲した裏書は無效だ。

實例

①約束手形　自ら支拂を約束するのであるから、振出人が支拂人を兼ねてをり、從つて引受人の地位を持つてゐる。爲替手形は少くとも振出人・引受人・受

ので、爲替手形に於ける支拂人なるものはない。從つて又之を引受ける制度もない。[2] この制度の有無が爲替手形と約束手形の根本的差異であるが、それ以外には殆ど相異がないので、第七十七條に於て約束手形には爲替手形に關する規定の大部分を準用することとし、振出に關して二三の特別規定を設けたに過ぎない。

㈡振出の要件　約束手形には、(一)約束手形たることを示す「約束手形」なる文字(二)一定の金額を支拂ふ旨の單純なる約束(三)滿期日の表示(四)支拂を爲すべき地の表示(五)支拂を受け又は之を受ける者を指圖する者の名稱(六)手形を振出す日及び場所の表示(七)振出人の署名の各事項を記載しなくてはならない(手形第七十五條)。

右の要件の一つでも缺けば、約束手形としての效力は

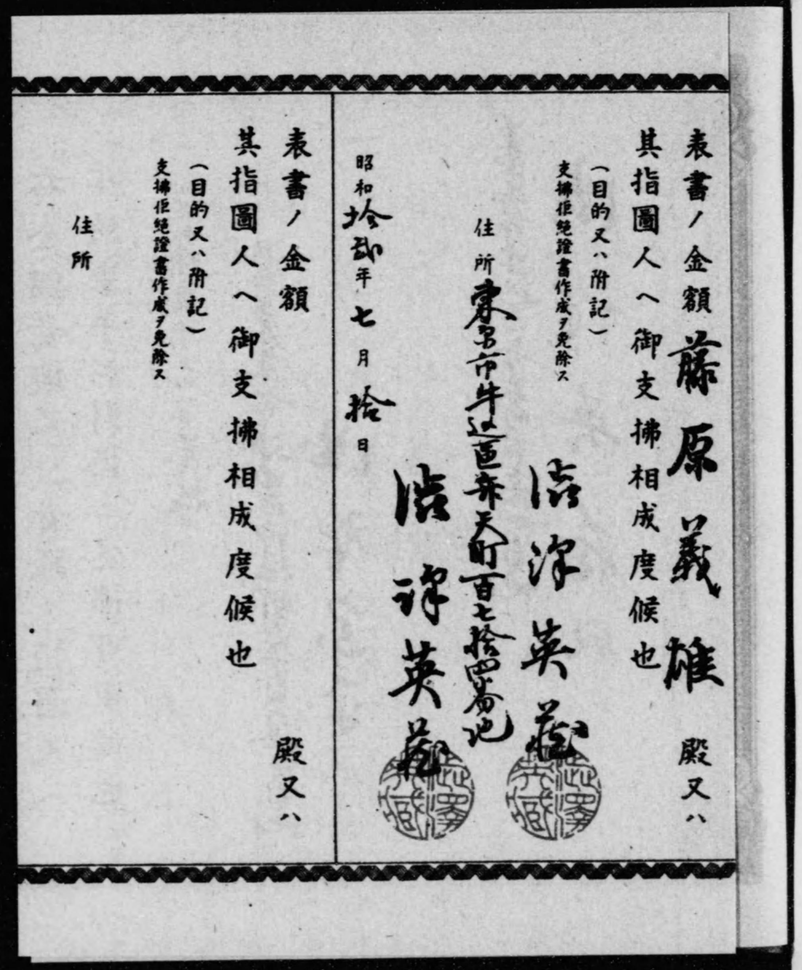
表書ノ金額　藤原義雄　殿又ハ
其指圖人ヘ御支拂相成度候也
（目的又ハ附記）
支拂拒絶證書作成ヲ免除ス
住所　東京市牛込區弁天町百七拾四番地
昭和拾弐年七月拾日
表書ノ金額
其指圖人ヘ御支拂相成度候也
（目的又ハ附記）
支拂拒絶證書作成ヲ免除ス
住所　殿又ハ

取人の三者があるが、約束手形は振出人と受取人との二名あるに過ぎない。

②複本制度　約束手形には複本の制度はない。約束手形は振出人の信用を直接利用するので、爲替手形の如く隔地者に送金するとか債權取立に利用することはできない。特に隔地者間の債務決濟には供せられない。從つて複本の必要はない。

③約束手形の效用　約束手形の經濟上の用途は、資金の融通の場合に多い。手形にしてあれば取立が容易であるので、金錢債

第壱號

約束手形

金參萬圓也

支拂期日　昭和拾弐年九月五日

支拂地　東京市

支拂場所　株式會社帝國銀行

振出地　東京市

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ヘ此約束手形引換ニ支拂可申候也

昭和拾弐年六月參拾日

住所　東京市神田區神保町壱丁目壱拾壱番地

法律英治郎

東京市世田谷區奥沢町壱拾壱番地

法律英治郎　殿

注意　利息ハ一覽拂又ハ一覽後定期拂ノ手形ニ限リ之ヲ記載スルコトヲ得
振出人ハ裏書作成ノ義務ヲ免除スル場合ハ下方ニ記名捺印スルコト

壱

番號	壱
振出日	昭和拾弐年六月拾日
振出地	東京市
支拂期日	昭和拾弐年九月五日
受取人	法律英治郎
支拂人	株式會社帝國銀行
金額	30,000,000
摘要	

製品　係證

表書ノ金額 藤原義雄 殿又ハ

其指圖人ヘ御支拂相成度候也

（目的又ハ附記）

支拂拒絶證書作成ヲ免除ス

住所 東京市牛込區弁天町百七拾壱番地

昭和拾弐年七月拾日 法津英義

法津英義

表書ノ金額 殿又ハ

其指圖人ヘ御支拂相成度候也

（目的又ハ附記）

支拂拒絶證書作成ヲ免除ス

住所

昭和 年 月 日

表書ノ金額 殿又ハ

其指圖人ヘ御支拂相成度候也

（目的又ハ附記）

支拂拒絶證書作成ヲ免除ス

住所

昭和 年 月 日

表書之金額正ニ受取候也

住所

昭和 年 月 日

昭和　年　月　日

表書ノ金額

其指圖人へ御支拂相成度候也

（目的又ハ附記）

支拂拒絶證書作成ヲ免除ス

殿又ハ

住所

昭和　年　月　日

表書之金額正ニ受取候也

住所

昭和　年　月　日

ない。併し爲替手形の場合の如く次の例外が認められる（手形八六條）。

(一)滿期の記載がない手形は一覽拂のものと看做す。

(二)支拂地の記載がないときは、振出地を支拂地とし、之れを振出人の住所地と看做す。

(三)振出地の記載がないときは、振出人の肩書地を振出地と看做す。

㊂振出の效力　約束手形の振出人は、爲替手形の引受人と同一の義務を負ふのである[33]（手形七八條一項）から、爲替手形の振出人とは異つて自ら債務者となるのである。故に手續上の欠缺、例へば所持人が支拂のために呈示を爲さないなどのことがあつても、手形上の責任は免れ得ない。

㊃一覽後定期拂約束手形の特則　一覽後定期拂の約務の貸主は借用證文をとるよりも債務者に約束手形を振出させて、之を轉輾させ、或は第三者をして期日に取り立てしめうる便宜があるので、之を用ゐて貸金する者があるわけである。

④爲替手形規定準用　引受制度が約束手形にはないから、引受及び之に附隨する規定だけは準用されないが、左の規定は約束手形に準用される。

(一)裏書（第一一條―二〇條）

(二)滿期（第三三條―三七條）

(三)支拂（第三八條―四二條）

(四)支拂拒絶による遡求（第四三條―五〇條、第五二條―五四條）

束手形の所持人は、振出日附から一年内に、又は振出人(又は裏書人)が之と異る期間を定めたときは、其の期日内に一覽の爲めに之を呈示することを要する。滿期日の計算は、振出人が手形に記載した一覽の日、又は此の日附の記載を受け得ない場合には、其の旨の拒絶證書作成の日を初日として計算する。

【演習】甲は友人乙から半年間の期限で金五百圓を借用した。其の時乙が借用證文を差入れようとしたら、甲は利息をとらないのだから、約束手形にしてくれ、期日は返濟の日として結構だというたが、甲には都合がいゝところがあるのだらうか。比較して考へてみよ。

第四章　小切手

一 小切手の意義　小切手は、振出人が第三者(銀行)をして、一定の金額を支拂はしむることを約する有價證券である。[1] 支拂委託の點は、爲替手形と同樣であるが、小切手は支拂の手段として用ひられ、(**支拂證券**)[2]爲替手形は信用利用の具として用ひられる(**信用證券**)ので、次の如き相異がある。

(一)爲替手形には引受の制度があるが、小切手にはない。

(二)爲替手形には、滿期に種々の區別があるが、小切手は常に一覽拂である。

(三)爲替手形には、無記名式のものを認めないが、小切手は原則として無記名式(**持參人拂**)である。

(四)一覽拂爲替手形の呈示期間は、日附から一年であるが、小切手は內國では十日間である。

(五)爲替手形には利附手形があるが、小切手には利息の

(五)參加支拂(第五五條第五九條—六三條)
(六)謄本(第六七條—六八條)
(七)變造(第六九條)
(八)時效(第七〇條—七一條)
(九)休日期間及び恩惠日の禁止(第七二條—七四條)

右の準用の場合に條文中に振出人とあるものの外引受人又は支拂人とあるものが、約束手形の振出人に準用されることを注意すべきである。

實例

①**小切手法**　從前は商法第四編手形の第四章中に規定されて、手形法の一部となつてゐたが、昭和九年に獨立した小切手法として、手形法と共に實施され、手形とは別箇の證券として取扱はれることとなつた。

②**小切手**　通常多數の金額を支拂ふ場合に、一々現金を以てするのでは迅速敏捷に行へないし過誤も生ずる。よつて支拂の安全と盜難・過失或は使用人の横領などの危險を除けるため、支拂方法の一つとして發達して來たものである。この點が爲替手形に似てゐても性質が異る理由である。

記載は許されない。

小切手は振出人のために銀行が支拂[3]ふのであるが、單に振出人に代つて出納を司るに過ぎない。小切手關係に於て義務を負ふのではない。

㈢小切手の振出　小切手の振出し[4]には、(一)小切手たることを示す「小切手」文句(二)一定金額[5]支拂の單純なる委託(三)支拂人[6]の名稱(四)支拂地(五)小切手を振出す日及び場所の表示(六)振出人の署名を證券面に記載することを要する。

右の要件の一つを缺いても、小切手たる效力のないことは、手形の場合と同樣である。併し次の如き例外がある(條三)。

(一)支拂地の記載のない場合には、支拂人の肩書地を、又

③**小切手の支拂人**　振出人が一一預金を引出して現金で支拂はなくとも、銀行が振出人との契約で、振出人のために支拂事務を擔當することになるのである

④**小切手の方式**　無記名式のものの實用が多い。併し記名式・指圖式・選擇無記名式の方法にしても差支ない。記名式のものでも指圖文句を記載すれば指圖式にできるし、指圖禁止文句を記載すれば記名式となせる。

⑤**小切手金額**　金額を文字と數字と併記した場合に、金額が異れば文字で記した金額、文字又

AH08300

小切手

金壹萬圓也

法源英藏殿

右金額此小切手引換ニ持參人ヘ御支拂可被成候也

昭和拾弐年 六月末拾日

振出地 東京市

法源英藏

東京市麹町區九段内

株式會社 帝國銀行 御中

AH08300

金額	百	十	壹	千	百	十	圓	十	錢
				○	○	○	○	○	○

渡先

法源英藏

昭和拾弐年 六月拾日

數個の支拂地の記載があるときは、初頭の記載地を支拂地とする。

(二)右の記載のないときは、振出地を支拂地とする。

(三)振出地の記載のないときは、振出人の肩書地で振出したものと看做す。

㊂小切手振出の制限　小切手を振出すには、(一)振出人の處分し得る資金のある銀行に宛てることと(二)其の銀行と振出人との間に、小切手を發行する旨の小切手契約⑦のあることとが必要とされる。之に違反して振出しても、小切手の效力には影響はないが、五千圓以下の過料に處する制裁がある(小二五條、三二條)。

㊃讓渡　小切手も記名式又は指圖式のものは、裏書によつて讓渡⑧し得る(小二一條一項)が、多くは持參人拂式小切手が行

は數字で重複に記して相違あるときは最小金額を小切手金額とする。

⑥**支拂人**　銀行に限定されてゐる。しかし銀行と同視される信用組合・信用組合聯合會・產業組合中央金庫は、小切手法の銀行に該當するものとされる。

⑦**小切手契約**　振出人が取引銀行に當座預金其の他の資金關係があつて、小切手の支拂及び之に附屬する計算事務の處理の委託を目的とする契約である。

⑧**讓渡**　支拂證券であるから、

はれる。之は證券を持參する者に支拂はれる性質であるから、單に引渡によつて讓渡される。しかし之に裏書をすれば、裏書人は償還の責任を負ふこととなるが、小切手は依然持參人拂式である。

㊄呈示及び支拂　小切手は支拂證券であるから、所持人は速かに支拂の請求をなすものとされる。國内に於て振出し且つ支拂ふべき小切手は、十日内に支拂の爲め之を呈示することを要する(小二條)。**先日附小切手**⑨の所持人が振出日附より前に呈示したならば、支拂人は其の呈示の日に支拂ふべきものとされる(小二條)。

㊅線引小切手　小切手の盗難・紛失・遺失などの場合に、不正の所持人に支拂はれる危險を豫防⑩するために、小切手の振出人又は所持人は、小切手の表面に二條の線を平行に引いて線引小切手とすることができる。小切手によつて支拂を受け得るものの資格を制限する制度である。次の二つがある。

(一)一般線引　二條の平行線内に何等の記載をしないか、又は單に「銀行」若しくは之と同意義の文字を記載するものである(小二條)。此の小切手の支拂人は銀行又は支拂人の取引先に對してのみ支拂ふことができる(小二條)。

(二)特定線引　二條の平行線内に特定の銀行名を記載したもので(小二條)、此の小切手は、支拂人が被指定の銀行に對してのみ支拂ひ得るのであり、又被指定銀行が支拂人である場合は、自己の取引先に對してのみ支拂ふことができる(小二條)。

㊆支拂保證　小切手は支拂證券であつて、信用證券で

⑨**先日附小切手**　小切手法以前は振出日より先の日附として、日附までの間に恰も手形の如く信用證券に似た働をして動かし得たのであるが、今日では日附以前にも振出されれば支拂はれることとなつたから其の働きはしなくなつた。

⑩**線引小切手**　小切手は支拂證券で且つ無記名持參人拂が多いから、遺失したとき拾得者が持參しても支拂人は之に現金を渡すこととなる。小僧の使者など甚だ危險である。此のとき線引とすれば、支拂人は小切手を持參した者があつても、銀行へでなければ支拂はないから、拾得者は一旦取引銀行の手を經なければ直ちに現金と引替へることができないので、危險が防げる。併し一方又、銀行と取引のない者は、これを讓受けても直ちに現金と代へることのできない不便はある。

⑪**支拂保證**　小切手は支拂證券であるが、支拂人が果して支拂ふか否かは、小切手を受取つた金錢代用として迅速に轉輾し且つ速に貨幣に還元される。讓渡の手續に方式を要せざるわけである。

はなく、又支拂人も引受人ではないが、引受に似た支拂保證なるものが行はれる。其方法は小切手の支拂人が證券の表面に「支拂保證」其の他支拂をなす旨の文字を記載し、日附を附して署名するでのある(小三條)。之によつて保證小切手として小切手の信用を高め得る。支拂保證は單純なることを要し、條件をつけたり一部金額についてなすことは許されない(小三條)。

【演習】甲は乙取引銀行と金拾萬圓の當座借越契約をしておいたが、盛んに小切手を振出したので、限度までもう二千圓しかなかつた。然るに丙に對して金五千圓の小切手を振出した。丙は直ちに乙銀行に呈示したところ預金不足との理由で支拂を拒絶された。丙はどうしたらよいか、又甲の責任はどうなるか。

……終……

ときにはわからない。振出人は信用があるから、多分銀行で支拂ふだらうと信ずるだけのことだ。此の時、支拂銀行で其の小切手に支拂保證をしてあれば、振出人の甲は不信用でも、支拂人たる銀行の確實さを信用し、其の小切手は確實性があることになつて、安心して之を受取り得る。振出人が不信用だと支拂保證がなければ、受取人はたゞの紙片をもらふに過ぎないと思ふことがないでもない。

實例中心
商業法規大要
商法篇語釋

凡例

一、本書中の難語句、法律專門語などの讀み方又は解釋を示したもので、生徒諸子の學習に役立たせるために添付した。

一、普通の辭書とは異つて、其の語の持つ意味のうち本書に用ひてある個所における意味だけをわからせるに止める。

一、本文に意味の説明があるものは讀み方だけにとゞめたものがある。

一、讀み方については他の學科と連絡のとれるやうにつとめたが、法律語獨特の讀み方のものがあるから注意されたい。

一、「語釋」は他の辭書を用ひずとも研究できるやうにしたのであるが、本文の精讀を怠つてはならない。

目次

序論……一
商法の概念……一
第一編 總則……一
第一章 法例……一
第二章 商人……一
第三章 商業登記……一
第四章 商號……一
第五章 營業……二
第六章 商業帳簿……二
第七章 商業使用人……二
第八章 代理商……三
第二編 會社……三
第一章 總則……三
第二章 合名會社……三
第三章 合資會社……四
第四章 株式會社……四
第五章 株式合資會社……七
第六章 外國會社……七
第七章 有限會社……七
第三編 商行爲……八
第一章 總則……八
第二章 賣買……八
第三章 交互計算……八
第四章 匿名組合……九
第五章 仲立營業……九
第六章 問屋營業……九
第七章 運送取扱營業……九
第八章 運送營業……九
第九章 寄託……一〇
第十章 保險……一〇
第四編 海商……一一
第一章 船舶及び船舶所有者……一一
第二章 船員……一二
第三章 海上運送……一三
第四章 海損……一三
第五章 海難救助……一三
第六章 海上保險……一三
第七章 船舶債權者……一三
第五編 手形と小切手……一三
第一章 總則……一三
第二章 爲替手形……一三
第三章 約束手形……一五
第四章 小切手……一五

——目次終——

序論

商法の概念

特徴 特に目だつしるし、商業關係は他の日常生活と異つたところがあること。

統制經濟 一國の經濟を國民の自由に放任せず、金融・產業又は配給・供給・消費に到る一切の經濟活動を大局より總合して國家目的に運用せしめしこと。

媒介 なかにたつて、必要の人へとりもつてやること。

經濟主體 經濟上の人格者、賣り手と買手、或は商人と得意先の如き獨立者個人又は團體である。

機能 はたらき、作用。

不文法 法律或は命令として文字に認められたものでない法。

反復的 同じ事を何回もくり返してやること。商人が品物を賣つたり買つたり同じ事を何回もやる如きこと

單行法 一つの事項を主眼として規定する法律の意味で、例へば小切手とかいふこと、借家とかのこと、商法の如く有限會社規定とだけ、一般に亘つた法律でないこと。廣く一般に亘つたもの。

第一編 總則

第一章 法例

適用 一つの事件があつたときに、法律をあてはめて用ひること。

對等の關係 上下優劣なくお互に相等しい位置にある關係。

非商人 商法で商人とされない人、官吏、農夫、會社員の如きもの。

一方的商行爲 相對する双方のうち片方だけに商行物となること。

錯雜 いり交つて、關係がいろいろになること。

設備 店、商品棚、賣臺、勘定場の如きものをつくり設けること。

第二章 商人

規模 家の構へとか、つくりと かいふこと。

組織 箇々のものが集つて秩序ある一體を構成すること

擬制商人 商法のいふ眞の商人でないが、之を商人であるとして、法律が創造すること。

行政處分 行政官廳が法令に從つて、特定の事件について公法的法律關係を設定する官廳の一方行爲。

主務官廳 特定の行政事務を主管する官廳、例へば保健衛生は厚生省、教育事務は文部省かその主務官廳たる如きである。

免許 一般には禁止してある行爲を特定の場合に、特定の人に對して許す行政處分。

法定代理人 代理人たることが法律上既に定められてる人。

第三章 商業登記

申請 官公署に申し出ること。

過料 法令違反者に對して一定の金錢を課する、一種の罰と見られる。

遲滯 期限を過し、おそくなること。

善意の第三者 特定の當事者の法律關係の存在について、之を知らず、且つその法律關係については何の關係もない者。

故意 故らに或事をなさうとする意思、例へば初めより他人の權利を侵さうとする如き意思のあること。

第四章 商號

不正の目的 自分より勝れた他人の商號を用ひて、他人の商號を信用する人を誤らして自家が榮えようとする如きをいふ。

商號專用權 自分だけが其の商號を使用出來る權利。

不正競爭 他人の商號と同一又は類似の商號を用ひて、他人の營業上の施設又は活動或は信用と混同させて、他人と競爭する如きこと。

對抗 自分が其の商號を讓受けたものであると主張し抗

辯すること。

第五章　營業

組織的財産の總體　一つの財産や商品でなく、商人の營業上のあらゆるものの綜合された財産の全部。

商標權　特許局に登錄した、文字、圖形、又は商品記號で、自分の營業に係る商標を專用することを表彰する權利。

積極財産　自分の持つてゐる財産で、他人からの借財とが抵當とかいふものを負つて居ない財産。

消極財産　他人の權利を負つてゐる財産、借金、預金の如く他人に請求されれば之に應じなければならぬ財産。

裁判籍　土地又は人に關する裁判の管轄のことで、或商人が其所に住まつてゐることが定まつて裁判所によつて。

競業禁止　同じ營業だと、互に競爭することになるので、これを差し止めること。

續用する場合　讓渡人の商號を其のまゝ引つゞいて用ひる場合。

第六章　商業帳簿

營業合理化　營業の無駄の經濟的・國家的に道理にかなつたやうにする。

整然・明瞭　はつきりわかるとととのつてゐること。

掛賣　先に商品を引渡して、後日その代金の支拂ひを受ける約束で爲す賣買の賣り方。

固定財産　營業財産中、流動なしないもの、一回せず、永く消滅せず、例へば土地の如きもの建物、大きな機械の如きもの。

減損額　家屋であれば建築後の年月がたつので建てた當時の價格から使用によつて減じた價額のこと。

貸借對照表　他人をして商人の財産狀態を知らしめるため、貸と借とを對照される表。

摘要表　一々綿密に記さなくとも、眞實を失はないで、要領を得るやうに表示されたもの。

靜態　時々刻々に變動のある日記の如きと異つて、一定したら、其のまゝ動かない狀態。

毎決算期　毎年一回又は二回、時期を一定して、商人の收支損益の勘定をする時期。

編綴　つゞり合せること。

帳簿閉鎖　それまでつけて居た帳簿を締めて、使用しないやうにしたこと。

第七章　商業使用人

家事使用人　營業上の使用人でなく、炊事、掃除などの日常家庭の仕事をさせるため、女中の如き雇人。

商店法　昭和十三年十月一日から施行された法律で、主として物品販賣業の店舗に對し、其の勤勞時間を制限して使用人の健康を保たしめやうとする。

工場法　明治四十四年以來施行される工場に對し、十人以上の職工を使用する成年者、女子職工の保護を目的とした法律。第一、一般職工の保護を目的とした法律。

共同支配人　數人の支配人ある場合の定め。

支配權を制限　或事項は主人の命令に依るとするとか、何萬圓以上は取締役の承認なくしては取引出來ないと定めて、支配人を束縛する制限。

營業の部類　魚賣屋、魚屋、機械屋の如く、主人の營業と同種類の販賣の營業。

介入權　支配人の營業と同種類の營業をなしたり、法律の使用人が爲したりしたる法律の關係が爲したりしたる法律の義務を自己に違反したるものと看做すことなきを得ず。其の主人の關係に入り込むこと。支配人が會社の代理商、合名會社の行爲に介入權が存する。

奪取權　支配人の行爲の結果を主人が自己のため

なされたものとして奪ひとることとなる故かくいふ。

經濟的効果　利益、損失の如き效果で、法律的權利義務でなく經濟上の利害問題の效果のこと。

裁判外の行爲　訴訟の如き裁判上のことでなく、賣買・仕入・貸付の如く裁判事件以外の一切の行爲。

慣用語　古くから、使ひ慣らされた言葉。

第八章　代理商

辨濟期　債務を果すべき時期、物の引渡時期。借金の返濟時期の如き。

瑕疵　有體物若しくは意思表示に存する缺點。物品が腐敗してゐるが如き。

豫告　或結果を生ぜしめるため前以て或事柄を告げて知らしておくこと。

告知　つげ知らせること。

第二編　會社

第一章　總則

社團法人　一定目的のために集合した自然人を要素として成立する法人。

經濟的利益の獲得　財物金錢の如き經濟上の利益を得ること。權利義務又は名義上の事柄でない。

相互保險會社　保險業法で認められたる社員の相互保險を目的とする會社、後に出づ。

無限責任　會社に出資した自己の出資だけでなく、個人としてあく迄全財産を以て之を辯濟する責任。

企業形態　事業を行ふやり方の形式。

物的信用　事業上の金錢財産の如きが豐富にあれば、之と取引しても安心であるとする信用。

人的信用　資産や金錢よりも事業を運用する人が確實だから信ずることが出來るとして、人をあてにする

確定充實　本文にあり。

合併　二つ以上の會社が解體となり合さつて一つの會社となること。

包括的承繼　權利も義務も餘す處なく、これをくるめて繼承取得すること。

目的の範圍內　清算をするための目的の限度。

公序良俗　公の秩序、善良の風俗のことを略してかくいふ。

職權　職務上の權限の略稱。國家から委任された裁判權の範圍で之を執行する權限をいふ。

第二章　合名會社

第一節　設立

典型的　てほん。最も正しいかた。

個人的色彩　會社としてよりも、社員である個人の方が重く見られるやうなこと。

價格　ねだん、相場。

評價の標準　其の物に相當した値段をきめること。

强行規定　國民が其の法律によらうとすると否とにかゝはらず必ず法の規定通りに行はせる規定。

第二節　會社の內部關係

社員相互間　甲、乙、丙、丁各社員お互同志の間。

自主的規定　他に强制されずに自分達で欲するやうに定める規定。

勞務出資　社員が働くことを出すこと。資本として會社へ

信用出資　社員の信用を、會社の信用となるやう會社に資本として出すこと

現物　勞務なく、信用の如きもので財産權。財産、金錢の如き

會社の機密　會社の事業上の祕密、重要

事項の如き他に洩れては困る事柄。

共同企業の維持　多人數で共同して營む會社事業を發展させ保つて行く。

第三節　會社の外部關係

代表社員　會社を代表する權限のある社員。

擬似社員　社員でないのに、社員なるかのやうにまぎらはしき行爲をなす人。

誤認　擬似社員を社員だと誤つて認めること。

第四節　入社及び退社

存立時期　定款で何年何月何日迄會社を成立させておくと定めたその時期。

定款に定めた事由　定款に豫め、何々の場合には退社すると定めた事由。

剝奪　とりあげてしまふ。

持分の請求　自分が社員として持つてた持分を返してくれと請求すること。

第五節　解散

存立時期の滿了　或時期まで會社を存立させると定めた時期が完全に終ること。

存續會社　解散しないで、會社として引つゞいてやつて行く會社。

組織の變更　合名會社を合資會社とする如く、會社の組み立てを變へること。

第六節　清算

跡始末　借りを返し、貸しを取り立て、一切の關係をつけて後を片づけること。

任意清算　社員の意思によつて自由に清算方法を定めることで、法定清算に對するもの。

公告　公衆一般に知らせる目的で爲す告示。

催告　法律上の一定の效果を發生させるために、相手方に對して其の爲すべき行爲を促す意思表示。

法定清算　任意清算によらないで法の定むる嚴格なる清算手段による清算。

現務の結了　解散以前に既に着手されて居たが、解散の當時まで完全に片づかなかつた事務を完了すること。

第三章　合資會社

財産出資　金錢・財物・債權の如き財産を資本として會社に出すこと。

監督權　業務の指揮をしないが、營業や財産を檢査することによつて、執行者を監督することになる權利。

限度と超え　有限責任社員の出資すべき一定金額が定まつて居ても、責任の限度を誤認せしめた社員は、其の一定金額以上に無限責任社員の如く責任を負ふから有限の限度を超える。

第四章　株式會社

第一節　會社の設立

保持充實　資本をへらすことなく、十分活動出來るやう持たせる。

大企業　設備・組織・事業などが大がゝりのもの。銀行業・保險業となる事業。電氣事業の如き。

發起人　會社事業の發案及び準備行爲をなす人。

發起設立　發起人だけで外に株主を加へずに設立するもの。

募集設立　發起人だけでは株主が足りないので、一般公衆から株主となる人を募集して設立するもの。

認證　職權ある官廳又は官吏公吏が、其の書類の成立が眞正であることを證明すること。

署名　本人自ら其の氏名を筆書すること。

絕對的必要事項　必ず之を記さねば定款が無效となる事項。

相對的必要事項　これを定めたならば、必ず定款に記載しなければならぬ事項。

任意的記載事項　定款の中に認めれば效力があるが、これを定めても定款中に認めなくても差支ない事項。

引受　株式に關して自己の責任を以て株主となり株金を拂込む行爲をなすことを引受けること。

設立經過　定款の作成・株式の引受・株金の拂込の如く會社が出來上るまでどういふやうに進行してなされたかの各般の事項。

公募　一般公衆の中から、株主求めること。

緣故募集　未知の公衆からでなく、知人・友人の如く發起人と關係のある人をそれぞれの手づるを求めて株主となる者を募る。

株式申込證　發起人以外の者が株式の募集に應ずるとき、其の申込の方式として要求される。一定の事項を記載した證書。

撤回　とり戻して、やめること。

割當　株式申込人に對して、其の株式を引受けさせるか或は引受けさせないかを決すること。

第一回の拂込　通常株式は何回にも分つて株金を徵收するが、その第一回目に會社に拂込むこと。

失權　株式申込人が、株主となれる權利があつたのを失はしめること。

創立總會　發起人の招集によつて組織される第一回の株金の拂込をなした株式引受人の集會。

發起人の受ける特別利益　定款に記載してある發起人の受ける利益で、報酬とか或は株式を與へるとかいふ如きもの。

設立費用　定款作成費・株式募集費・公告費・出張費・事務所費の如く設立に要した費用。

擬似發起人　發起人でないので、發起人としての責任はないが、贊成人だとか、顧問だとかの名義で、氏名を發表したりして、責任ある發起人なるかの如くに見える人。

第二節　株式

構成分　一株五十圓の株式が二十萬株だと一千萬圓の株式會社となる。其の一千萬圓の資本を構成する一株としてのもの。

渾然一體　差別缺陷なく全部一かたまりとなること。

株主權　株主が株式會社構成の一員として有する權利、株主の資格に於ての社員權である。

投機の弊害　株價が安い時に會社が買集めを高くした時に賣り出すと、何かの手段を講じて株價何も知らぬ公衆は會社の計畫だけで、高く買はされたり賣りさられたりする惡い結果を招く。

共益權　他の一般株主と共に利益を受ける權利。

自益權　自己の株式の配當金を得るが如く、他の株主と關係なく、自己一人だけの利益に關する權利。

現實　實際の事實。名義だけでないこと。

滯納處分手續　實例に示す如く、株金拂込を滯つた株式を處分する手續。

喪失　なくすこと。火災、盜難などでうしなう場合が之に當る。

除權判決　實例に示す如く裁判所はれた株券の無效を宣告する判決。

取引所　國家によつて認可され、其の監督を受ける團體で、商取引を便利に經濟上の利益を增進するのであるが、株式の取引所は會員組織で株式會社組織又は株式會社の取引所をする。

轉々流通　甲、乙、丙、丁と何處へも任意に移動して世に行はれる。

株主名簿　株券の移動を明らかに記載するため、株主の氏名を記載した、法定の帳簿。

株式の消却　特定の株式を消滅させる會

社の行爲。

第三節　會社の機關

企業所有者　株主又は社員の如くその事業の所有者たるべきもので、利益損失を受ける方面のもの。

企業經營　會社の取締役の如く事業を運用し經營して專ら事業を爲す方面のもの。

議決權の分量制限　一株一箇の議決權であるが、十株以上百株以上とかに成れば、議決權を其の所有株數だけの議決權に制限すること。大株主の權利を縮小するやうな結果を生ずるので、其の強い力を減じさせる。

強壓を索制　株數だけで、決を採ると、一大株主の力によつて會社が總べて動かされるやうな結果を生ずるので、其の強い力を減じさせる。

優先株　普通株主に利益配當する前に、此の種の株主には必ずどれだけは一般配當株、故に株主は二分定かしめる株主に配當されなくとも定めただけの配當を先きに受けうることがある。

債權者化　株主としてよりも會社に貸金として其の利息を取り立てる者にも等しいやうな、單に利益利息を受けるに過ぎない者となれば債權者と大差はなくなるのでかくいふ。

假決議　法定數による決議ではないが、取敢へず出席者だけで決議して、其の決議を又改めて可否を問ふこととする。

延會　當日の議事を、明日にするとか、來る何日にするといふやうに先きに延ばすこと。

繼續會　當日議事を終らないまゝに翌日なり、指定した日なりに、其の日の議事に引つゞいて又議事をつゞけて行ふ。

議事錄　議事の有樣を記錄した帳簿。

對世的の效力　裁判を起した人だけでなく、他の者にも效力が及ぶ一般的、即ち絕對的の效力があること。

常設必要機關　いつでも缺くことの出來ない機關、臨時でなく、又任意的でないもの。

辭任　任務をやめること。

專行　他のものに相談したり、指令を仰いだりせずに、其の人の思ひのまゝに行はせること。

社債原簿　社債に關する事項を記入するための帳簿。

追認　事件又は取引が行はれた後に承認すること。

缺員　定員に足りないこと、三人の取締役のあるべき場合に其の一人又は二人が缺けて不足のとき、足りない人だけが缺員である。

代行者　取締役になるのではないが、取締役の仕事を代つて行ふ者。

會計學的知識　金錢物品出納、計算に關する會計學に基づく知識。

第四節　會社の計算

生產擴充　仕事して生產することを十分に出來ることだけ擴げてすること。

繰越金　一會計年度に終らない金額を次年度に持ち越す金。

塡補　うめること。

取崩　やめて取つて使つてしまふこと。

蝕配當　利益がないのに帳簿上で、利益があるやうに計上して、實は資本金の一部を利益ありとして株主に配當すること。

身元保證金　他人に雇傭される時、將來萬一他人に損害を及ぼした場合に、其の賠償に充てる爲め、其の雇主に提供して雇人の身元を保證する金員。

第五節　社債

原始定款　會社が成立したときの最初の定款のことである。後日株主總會で改正したものでないもの。

投資　事業に資本を出すこと。

額面超過償還　二十圓の債券を返すときに、三十圓とする如く、債券面記載の金額に割增金をつけて返濟すること。

擔保附社債信託法　明治三十八年三月公布された法律で、社債に物上擔保を附するときは、此の法律の規定によるものである。

受益者　他人の財產又は勞務によつて利益をうける者。

共同措置　一般債務者が共同して行爲しうるやうな所置。

匹敵　ならぶべきもの。

第六節　定款の變更

增資　百萬圓の資本を二百萬圓とすること。

該當　如く資本を增すこと。あてはまること。

轉換　のりかへること。うつしかへること。

減資　百萬圓の資本を五十萬圓の資本に減する如きこと。

併合　幾つかの株式を一つの株式に合はせて一緒にすること。

切捨　きつてすてること。のぞき去る。

第七節　整理

債務超過　所有財產、債權の總和よりも債務の方が多いこと。

破產手續　債務を完濟し得ない者のために、債務者の財產を債權者間に公平に分配するために行はれる、國家權力の作用する手續。

破綻　會社の事業が破れて成り立たなくなること。

復活　一旦衰弱したものが、又元り通り活氣づくこと。

和議手續　破產を豫防する目的で、和議法によつて、債權者と債務者とが强制契約を結ぶ手續。

第八節　解散

供託の提供　異議を述べた債權者に辨濟を受けしめることを目的として供託局に相當の財產を預けること。

吸收合併　一の會社は其まゝ存續して他の會社を其會社のうちに合併すること。

新設合併　甲會社と乙會社とが合併するとき、吸收合併でなく、兩會社とは別に新に丙會社を設立して、其會社に甲、乙兩會社の內容を合併すること。

第九節　清算

清算人　清算會社の代理人として清算事務を執行する人。

財產の換價　金錢以外の財產を何程の價値ありやと定めて、これを金錢とすること。

破產管財人　裁判所の選任によつて、破產財團を占有し、其の管理・換價などをして破產手續を終らしてこと破產債權者に配當する者を任務とする者。

破產宣告　債務者が支拂を爲すことが出來ないときに、裁判所が申立によつて、決定を以て其の者を破產者と定める旨の裁判の言渡。

排除　そんな手續をさせぬやうにおしのぞける。

第五章　株式合資會社

第六章　外國會社

關與　關係して之にあづかること。

國籍　國籍は內國人だか、外國人だかを區別するに必要で、一個人が我が國家に從屬する公法的の關係である。我が國に從屬する關係が我が國籍となる。

支店閉鎖　支店を閉ぢて、取引や事務をさせないこと。

第七章　有限會社

分割拂込　株式會社の株式の如く、一口を第一

回、第二回と何回にもわけて拂込むこと。

財産引受 發起人が、會社へ財産を提供する者と、會社成立前に會社の成立を條件として、會社のために賣買契約をすること。財産提供者は株式を引受ける人では ないから、現物出資とは異る

現物出資 社員となる者が金錢以外の財産を目的として出資すること。

社員總會 社員の集會で、株式會社の株主總會に當るもの。

給付の未濟 會社への出資がまだ濟んでゐないもの。

出資口數 出資は一口何程と定められた、其の出資の口數。

第三編 商行爲

第一章 總則

第一節 商行爲の概念

振出 發行すること、手形上の債權債務關係を發生させる目的でなす法律行爲。

裏書 手形上の權利者に更に他人をして手形上の權利を行使し得せしむるために、手形の裏面に其の旨を認める手形行爲。

轉貸 他人から借りた物を、今度は貸主となつて更に他の人に又貸しすること。

頒布 廣くわけくばること。

複製 同樣のものを幾つもつくること。

無盡 一定期に掛金を拂込ませ、一口毎に抽籤又は札の方法で掛金者に金錢を支拂ふ行爲

準商行爲 商行爲ではないが商行爲の規定を準用する行爲。

ブローカ 商行爲の媒介をなすを業とするもの

信託 他人をして、一定の目的に從ひ、財産の管理又は處分をなさしめること。

産業組合 組合員の産業又は其の經濟の發達を企圖する目的を以て設立する社團法人。

第二節 商行爲に關する通則

流質契約 債務者が債務を履行しない場合に債權者が質物を取得し、又は任意に賣却して、優先辨濟に充てることの契約。

法定利率 當事者の意思に拘らず、法律の規定によつて當然請求し得べき利息の元金に對する一定せる割合、當事者間に約定なき場合に標準となる。

對話者 一人の意思表示が、直ちに相手方に知り得る地位にある者同志。

隔地者 意思表示が直ちには相手方に知り得ざる地位にある者同志。

保管 他人のために他人の物を占有し保持すること。

有償 代價を與へ、報酬を出すこと。

第三節 有價證券に關する通則

證據證券 事のあつた場合に立證し得る證券。

呈示 證券自體を相手方に差出して示すこと。

遲滯の責 履行を怠り、おくれたことに對する責任。

第二章 賣買

損敗 物が損じたり、いたんだり

競賣 法令の規定によつて、一定の場合に、入札其の他の方法で最高の價格で買受けようとする者に賣渡す公の處分。

賣上代金に充てる 競賣して得た金を、先きに買主に賣つた代金として取ること。

第三章 交互計算

差引勘定 債權額から債務額を引いて、殘つた債權額が請求すべき債權となる勘定方法。

脫漏 加ふべきものを加へなかつたやうに、計算にもれてゐるもの。

計算閉鎖 計算の締切りのこと。

更改 債權の要素を變更することによつて、新債務を發生させ、舊債務を消滅させる當事者の契約。

第四章 匿名組合

監視權 とりしまり、見守つて、よく事業を運ばせるやうにする權利。

殘額 出資金中から損失額を引去つた殘り。

第五章 仲立營業

手形割引 手形額面の金額から、其の支拂を爲すべき日までの利子を引き去つた額を受取つて、手形を裏書して相手方に渡すこと、金融の手段である。

傭船契約 貨物運送の目的で安全に、航海を爲し得るやうに船員を雇ひ、船に艤裝をなし、船員と共に、船の全部又は一部を借り受ける契約。

第六章 問屋營業

自己の名を以て 自分が權利義務の主體となつて其の效果を自分に歸すること。

當事者 自ら賣り手又は買手たる當の本人。

委託 當事者の一方が相手方に法律行爲又は法律行爲に非る事務をなすことを依頼すること。

委任 當事者の一方が法律行爲をなすことを相手方に頼み、相手方が之を承諾することによつて效力を生ずる契約。

指し値 何程と指圖した値段。

介入權 こゝでは問屋が委託事務の處理方法として自ら相手方となること。

第七章 運送取扱營業

延着 一定の時刻よりおくれて着くこと。

高價品 容積の割合に價格の高い物品。

前貸 支拂ふべき期日より前に金錢を貸すこと。

第八章 運送營業

第一節 總說

湖川 國內のみづうみやかは。

港灣 國內の沿岸に於けるみなとや灣。

空中運送 飛行機による運送。

內水運送 國內の湖川港灣に於ける運送。

地下運送 地下鐵道、地下管による運送。

鐵道營業法 鐵道運送に關する法律で、明治三十年公布。

鐵道運輸規定 鐵道運輸に關する細目を定めた規定。

第二節 物品運送

運送狀 陸上物品運送契約に於て荷送人が運送人の請求によつて交付する書面

點檢 一つ一つ檢査してあらためること。

通し運送狀 最初に荷送人から第一の運送人に交付された一通の運送狀で、運送が第二、第三の運送人に引繼がれたときに、其の運送狀をかくいふ。

下受運送 運送人から運送品の一部分を運送することを引受けた運送。

倉敷料 倉庫業者が、其の特定倉庫に於て保存した、保管貨物に對して收得する報酬。

第三節 旅客運送

家族の情況 家族の人數、生活狀態、其

の他の家庭生活のありさま。

手荷物 旅客が旅行中常用に供するため携帯する物品。通常一定標準以内の手荷物には運賃を課さない。

第九章 寄託

場屋主人 客に利用させる設備の建物の主人。

客の來集 客が或る目的のため例へば宿居を見ようとして劇場に集つて來る如き。

携帯物品 自らたづさへて持つてゐる物品。

第二節 倉庫營業

複券 二枚で一組をなす證券。

單券 一枚だけの證券。

質權實行 債務者が、債務不履行の場合に、債權者たる質物を處分して、債務の履行を得るやうに競賣其の他の行爲をなすこと。

拒絶證書 證券上の請求に應じない旨を、法律の規定した方式に從つて記載した書面。

見本の摘出 全部でなく一部の見本を引き出すこと。

入庫後 寄託物を倉庫に入れたのち。

一部出庫 寄託物の一部を殘して一部を出すこと。

第十章 保險

第一節 總說

相遇 出つ會はすこと。

隣保扶助 近隣同志がお互に助け合ふこと。

相互の救濟 甲、乙、丙、丁お互に災難に會はぬものが救ひあふこと。

發達の途上 此の制度はまだ完成されたわけでなく、將來尚進歩發達すると見られてゐる。

保險業法 保險事業の監督に關する法律で、事業主體の資格・經營條件・監督などのことを規定する。

兼營 二つの營業を一つの會社が營むこと。

國民健康保險 昭和十三年四月公布の國民健康保險法による保險で相扶共濟の精神に則つて健康保險組合の行ふ保險。

勞働者災害扶助責任保險 昭和六年公布の勞働者災害扶助責任保險法による保險で、勞働者災害扶助法・工場法・鑛業法に基づく扶助責任を保險するもの。

船員保險 船員を被保險者とし政府が管掌する

第二節 損害保險

第一款 總則

偶然な一定の事故 豫想しなかつた、一定の事故。

超過一部保險 一萬圓の家屋に一萬二千圓の保險をつけたのは超過保險となる。一萬圓の家屋に五千圓だけつけたのは全部保險である。此のときは一部保險となる。

重複保險 五千圓の家を二千五百圓づつ二つの保險に附したのは重複でないけれども、三千圓と七千圓の二つになり、五千圓の超過となり、それは重複保險だ。

保險者の負擔 保險會社が支拂ふ金額の負擔の意味。

自體から生した損害 爆發性のものが自らと爆發したり、揮發性のものが揮發して無くなつた如き。

危險測定 災害に一定の率のあることか定まつてゐるので、保險事故の發生の割合は、此の位だと測りうるそれを言ふ。

代位權 或人が他人の法律上の地位を受けて、其の者に屬する權利を行使しうる權利。

第二款 火災保險

建物保險 家屋の如き建築物を保險の目的とした保險。

動產保險 土地家屋の如き不動產を除いた、家財道具の如き動產を保險の目的物とする保險。

避難に必要な處分 火災を逃れるために、建物を破壞するとか、動產を踏み破るとかいふやうな處置をとること。

第三款 運送保險

交通事故 交通機關の衝突か或は電車の轉覆による損害の如き。

希望利益 先方に無事到着し賣れれば何程の利益が得られるはずだと、希望しうる利益。

運送の道筋 例へば東海道線によるべきものであつたのが、中央線を通ずる事にする如きである。

第三節 生命保險

終身保險 被保險者の死亡を保險事項とし死亡すれば保險金額が拂はれる保險にも終身の外に定期死亡保險にも

のものがある。

養老保險 被保險者が一定期間生存し、老年に達した場合に保險金が支拂はれる。期間中に死亡すれば遺族等に拂はれる。

保險技術上豫想が困難 生存者何人に對して、年々何の位の割合に死亡するものか、大體の率が定まつてゐるのか成りたつてゐるのか、それに變つて、全部保險料を支拂ふ場合ありとされる、其の一例。

無過失責任 損害賠償は通常故意又は過失によつて、損害を生じた場合に之を賠償するのであるが、過失がなくとも損害を賠償すべき場合ありとされる、其の一例。

免責委付 船舶其の他一定の海產を差し出すことによつて、私法上有する責任を免除する制度。

海運業 人と物との海上運送業。

海產 船主から債權者に委付すべき財產で、船舶・總運賃・船舶が其の船について有する損害賠償請求權・報酬請求權の四種がある。

第二章 船員

第一節 船長

首長 かしらで、船員を統率する者。

第四編 海商

第一章 船舶及び船舶所有者

第一節 船舶

櫓擢 櫓は和船を漕ぐ具、擢は半ばより上は丸く削り、下は櫓に似て小さく且つ曲らず水を掻いて舟を進めるものの如し。

內水 外洋でない、國內の水路。

端舟 はしけ、ボート、端艇。

總噸數 西洋型船舶の積載量の總計。

船籍港 船舶が屆出によつて船舶原簿に登錄せられて居る船籍のある港。

屬具 船舶に附屬してゐる各種の器具。

發航準備のため生した債權 船舶が航海に出るために出發の用意をするのに、石炭を買入れることとか食糧品を買ふことをしたために、生じた債權關係。

第二節 船舶所有者

法定の權限內 船長は船主として、船主のために行動し得る能力がある。其の範圍內で

法定の權限內 船長は船主として、船主のために行動し得る能力がある。其の範圍內での意味。

公私の地位　後述する公法上の指揮監督の船主の代理人としての地位と、私法上の地位とをいふ。

積荷　運送すべく船舶に積載された荷物。

懲戒　不法又は不法の行爲者に對して監督權者として加ふる制裁。

司法警察吏　檢事の補助又は補佐として犯罪を搜査する機關及び之を補助する者。

戸籍吏　戸籍事務を取扱ふ官吏、市町村長又は區長が之に當る。

第二節　海員

船員法　昭和十二年八月公布の法律で、船長・海員・規則・罰則・雇入其の他の一切を規定する。

社會政策的見地　國家が過激な有産者に對して、勞働者に對する方法によらないで、或は資本家に抗爭をさせないで、平和裡に各人の住みよい社會にしようとするやり方の立ち場。

第三章　海上運送

第一節　物品運送

箇品運送契約　備船契約の如く、船の一部又は全部を借りずに個別物の運送を船主となす契約。

碇泊料　船積期間又は陸揚期間經過後の船積超過又は陸揚期間に對して船主に拂ふ報酬。

ビー・エル　Bill of lading の略語たるもの。

陸揚港　船舶の積荷を陸上に揚げる場所の港。

第二節　旅客運送

放棄　なげすてること。

第四章　海損

第一節　共同海損

共同の危險　例へば暴風雨の如きで、船舶にも積荷にも共同に危險なことである。

拋棄　なげすてること。

損害額　船舶や積荷が實際に被つた損害高。

犧牲となつた財産　拋棄され又は切倒された如き、他の積物を救ふために犧牲となつた財産。

第二節　船舶の衝突

浮標　水中に浮べて舟行に指標を與へるため設備したもの。

棧橋　客の昇降や貨物の積卸しに便するために、岸から水上に突き出た橋。

過失の輕重　どちらに過失があるか、少かつたかの量。

平分　平均に、平等に分けること。

第五章　海難救助

隱匿　かくして、見えないやうにしてしまふ。

船内での分配　一船の船員が全部で救助に當つたとき、其の船が救助料を得た場合に船内の人々への分配のこと。

折半　二等分すること。

第六章　海上保險

再保險　保險價額の全部を保險につけた後に、此の債務を以て更に被保險利益として、他の保險會社と損害保險契約をすること。

自然消耗　人爲によらずして自然とへつてなくなること。

水先案内料　港灣の航行に當つて、無事進航するため水路の手引をする水先案内人を利用するための料金。

檢疫料　傳染病の流行地を出發又は經過して、航行した船を一時碇泊させ、乘客船員の檢疫消毒を行ふ設備の檢疫港における料金。

小海損　航行に要する諸種の小費用を斯くいふ。

懈怠　おこたること。

行方不明　どこへ行つたのか、沈んだのか、船のゆくへがしれないこと。

捕獲　戰時に於て、敵國の戰鬪力を構成する船舶又は中立國・對立國、及び其の國民の船舶・貨物を捕へて處分すること。

押收　民事上の差押へと同じ意味。即犯罪の證據となるべき物を又は沒收に係るべき物を以て官の管理に移すこと。

第七章　船舶債權者

先取特權　法律の規定に依つて、或特殊の債權者が、其の債務者の財産について他の債權者に優先して辨濟を受ける權利。

競合　同一の效力を有する二箇以上の權利が同一目的物の上に共に存すること。

順位　一、二、三と定められた順序による位地。

第五編　手形と小切手

第一章　總則

第一節　手形の概念

要式證券　法律上一定された記載事項が證券上に完全に記されて、法律の要求する形式を具ふるを要する證券。

補充　白地のまゝの部分を書き込んで、一定の形式を具へさせ完全なものとすること。

不要因證券性　證券によつて表はされる金百圓の支拂であれば、それは振出・裏書などをしただけでは成立し、百圓を支拂ふことは賣買貸借其の他何の原因であらうと、原因がなからうと、それに關係なく支拂はれる證券。

文言證券性　證券に示された文言によつて權利義務が定まる證券。

第二節　手形の通則

書面行爲　書面に認めることによつて成る行爲に書面に認めなければ行爲にならぬ。

手形抗辯　手形に關して否認し又は反對の陳述をなして、其の請求を斥けること。

人的抗辯　何人に對しても出來る抗辯ではない。たゞ特定の義務者に對してのみ爲しうる否認・反對。

物的抗辯　一般の何人に對しても主張し得る抗辯。

惡意の抗辯　惡意ある者に對して爲し得る抗辯。

手續の欠缺　拒絕證書を作成しないとか、償還請求をしないとか、いふ手形請求の手續を缺いたこと。

利益の限度　手形金を請求されないために、現實に利益を得て居る實際の限度。

嚴格性　形式や手續が法律上定められて、之を缺けば效力がないやうに、嚴格になつてゐること。

第一の取引日　祭日や休日には取引がないが、然らざる日なら取引日であるから、翌日の取引日といふに同じ。

第二章　爲替手形

第一節　振出及び方式

取引者間を轉輾　商取引をする者の間を甲・乙・丙・丁と移つて廻つてをること。

一覽拂　一覽の日、即ち手形が呈示された日を滿

期日として、其の日に支拂ふべきもの。

一覽後定期拂 引受のあつた日を標準として其の日から呈示のあつた日と定められた期間の末日を滿期として支拂ふべきもの

支拂委託文句 御支拂ひ下さいと、委託する文句が認められる。

自己宛手形 振出人は自分を支拂人とし、支拂ふつて下さいとの文句を認めた手形をいふ。この手形が出せる。

日附後定期拂 振出の日附後、手形に記載した期間の末日を滿期として支拂ふ。

確定日拂 何年何月何日に支拂ふと確定した日を滿期とするもの。

最小行政區劃 府・縣・市町村の如き行政區劃中の一ばん小さい區劃、即市・町・村。

振出地 手形を發行した土地。

豫備支拂人 支拂人として支拂を拒んだときの豫備として、豫め第二の支拂人と定めた人。

第二節 裏書

支拂擔當者 支拂人のために支拂の事務を取扱ふ者。

支拂拒絕證書作成免除 支拂拒絕證書を作成する義務を免除してあれば拒絕證書はなくとも、次の手續即ち償還請求をなしてよろしいこととなる。

補箋 手形に餘白が無くなつたとき、補充のために手形につけた紙片。

白地裏書 無記名裏書のこと。

取立委任裏書 讓渡のためでなく、手形金を取立のために委任する場合に、其の旨を認める裏書

期限後裏書 支拂人が手形金額を拒絕した場合に、支拂拒絕證書を作成すべき期間を經過してしまつてから後に裏書讓渡すること。

連續 中斷なく順々に甲・乙・丙・丁とつゞかつてゐること。

第三節 引受

抹消 朱線又は墨線などを引いて消すこと。

熟慮期間 引受くべきか否かをよく考へるために、呈示の即日に引受けなくともよろしい。一日の間は考へる餘裕を與へられる。

不單純引受 手形面記載のまゝ單純に引受くべきであるのを、其金額だとか期日だとか變更して引受けたのでは、單純引受とはならない。

引受拒絕 手形の引受人が手形所持人から引受を求められた場合に之を拒むこと。

第四節 保證

履行確保 債務は確實に履行して支拂はれることをたしかに請合ふ。

正式保證 記載を正確明瞭にして要式證券の形式を整へた保證。

略式保證 正式保證でない、簡略に記された保證。

第五節 支拂

支拂呈示 手形所持人が引受人又は支拂人に對して手形金の支拂を求めること。

手形交換所 手形法第八十三條及小切手法第六十九條の規定による手形交換所として司法省令で定められたもの。

實質に立ち入 形式だけでなく、中味がどうかの眞否にまで入れられること。

支拂の危險 一旦支拂つたが、それが權利者でない者に支拂つたのだとすれば、後に眞の權利者にまつたとすれば、後に眞の權利者には又支拂はねばならぬとき危險があること。

第六節 遡求

遡求 手形の所持人が振出人、裏書人などの前者に遡つて請求すること。

支拂停止 債務者が支拂不能に陥つたといふ意味を自ら表示する行爲。

四取引日內 第四日目の取引日のうちの意。

第七節 參加

阻止 とゞめること。

第八節 複本と謄本

複本 同一內容を有する單一の權利を內容とした爲替手形の數通の原本である、

同一內容の手形 記載の文言、其の他一切の內容が同一の手形。

正副・主從 一が正本一が副本とか、又は一が主で一が從といふ關係。

原本謄寫 原本を其のまゝ寫したもの。

第三章 約束手形

自ら債務者 爲替手形は振出人が、引受ければ債務者となるものであつて、振出人は支拂人より支拂を約束する債務者でなくなつてから自分が最初支拂ふのである。

第四章 小切手

支拂證券 本文に說く。

信用證券 本文に說く。

持參人拂 無記名だから、小切手を持參した人を權利者として之に支拂ふのである。

出納を司る 金錢の支拂・收入などの金の出し入れを爲すこと。

小切手契約 小切手取引をする旨の約束

先日附小切手 實際は一月十日に振出したのに、一月三十日振出として先きの振出日を券面に認めた小切手。

線引小切手 小切手面に二條の平行線を引いた小切手。

一般線引 二條の平行線を引いたまゝか、或は其の線內にたゞ「銀行」と記入したもの。

特定線引 二條の平行線內に或特定銀行名を記入したもの。

支拂保證 此の小切手金額は必ず支拂ふ旨を支拂銀行が爲した保證。

昭和十六年十一月二十五日印刷
昭和十六年十一月三十日發行

實例中心商業法規大要
商法篇

著作者　山名壽三
發行者　中村時之助
出版會員番號一一七〇一二番
東京市牛込區神樂坂一七四番地
印刷者　新井修平
東京市京橋區水谷町三丁目十一
印刷所　新井電新堂
東京市京橋區水谷町三丁目十一

定價金一圓二十錢

發行所　東京市牛込區神樂坂一七四番地　中文館書店
電話牛込三三二五番
電話神田一〇三二番
振替東京三八四二七番

配給元　東京市神田區淡路町二ノ九　日本出版配給株式會社

419
13